

第 4 期西東京市地域福祉計画 素 案

【第 7 回策定委員会検討用】

市長あいさつ

今後挿入

目次

第1章 計画策定にあたって	2
1. 計画策定の背景	2
2. 地域福祉とは.....	7
3. 計画の位置付け	8
4. 計画の期間	9
5. 計画の策定方法	10
第2章 西東京市の状況	12
1. 統計で見る状況.....	12
2. アンケート調査結果.....	14
3. 地区懇談会結果.....	16
4. 団体・事業者調査結果	18
5. 西東京市の現状から見える課題.....	20
第3章 計画の目指すもの	21
1. 西東京市版地域共生社会とは.....	21
2. 基本理念.....	23
3. 基本方針.....	23
4. 計画の体系	24
第4章 重点的な取組	25
1. つながりづくり	26
2. 相談体制づくり.....	28
3. 情報発信の工夫	30
第5章 施策の展開	32
基本目標1 一人ひとりが活躍する地域づくり.....	33
基本目標2 みんながつながりあう地域づくり.....	37
基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐしくみづくり.....	41
基本目標4 サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり.....	45
基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり.....	49
基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり.....	52
第6章 計画を推進するために	56
1. 協働による計画の推進	56
2. 計画の評価と進行管理.....	58

資料編	59
1. 地域福祉計画策定・普及推進委員会設置要綱及び委員名簿.....	59
2. 策定経過.....	62
3. 用語解説.....	63
4. 統計データ.....	67
5. 各種調査結果概要.....	76

計画の見取り図

はじめに、この計画がどんな内容か、概要をお伝えします。



どんな計画？

「誰もが暮らしやすい地域づくり」を進めるための計画です！
期間は、平成 31(2019)年度から平成 35 (2023) 年度までの5 か年です。

計画の目指すものは？

基本理念

地域でふれあい 支え合う
心のかようまち 西東京
～ともに生きる！まちづくり～



基本理念の実現に向けて、
市（行政）・社会福祉協議会・事業者・関係機関・市民等が
それぞれの役割を果たしながら、
ネットワーク豊かに地域福祉の推進に取り組みます。



第4期で特に力を入れるのは…

引き続き取り組んでいくのは…

地域のつながりが希薄化しています

1 地域共生社会を実現する上での基礎となる、“つながりづくり”

相談先がわからない人が多いです

2 困ったときに誰もが気軽に相談ができる、“相談体制づくり”

必要な人に必要な情報が行き届いていません

3 必要な情報を必要な人にわかりやすく提供していく、“情報発信の工夫”

基本目標1
一人ひとりが活躍する地域づくり

基本目標2
みんながつながりあう地域づくり

基本目標3
社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐしくみづくり

基本目標4
サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり

基本目標5
災害や犯罪を防ぐ環境づくり

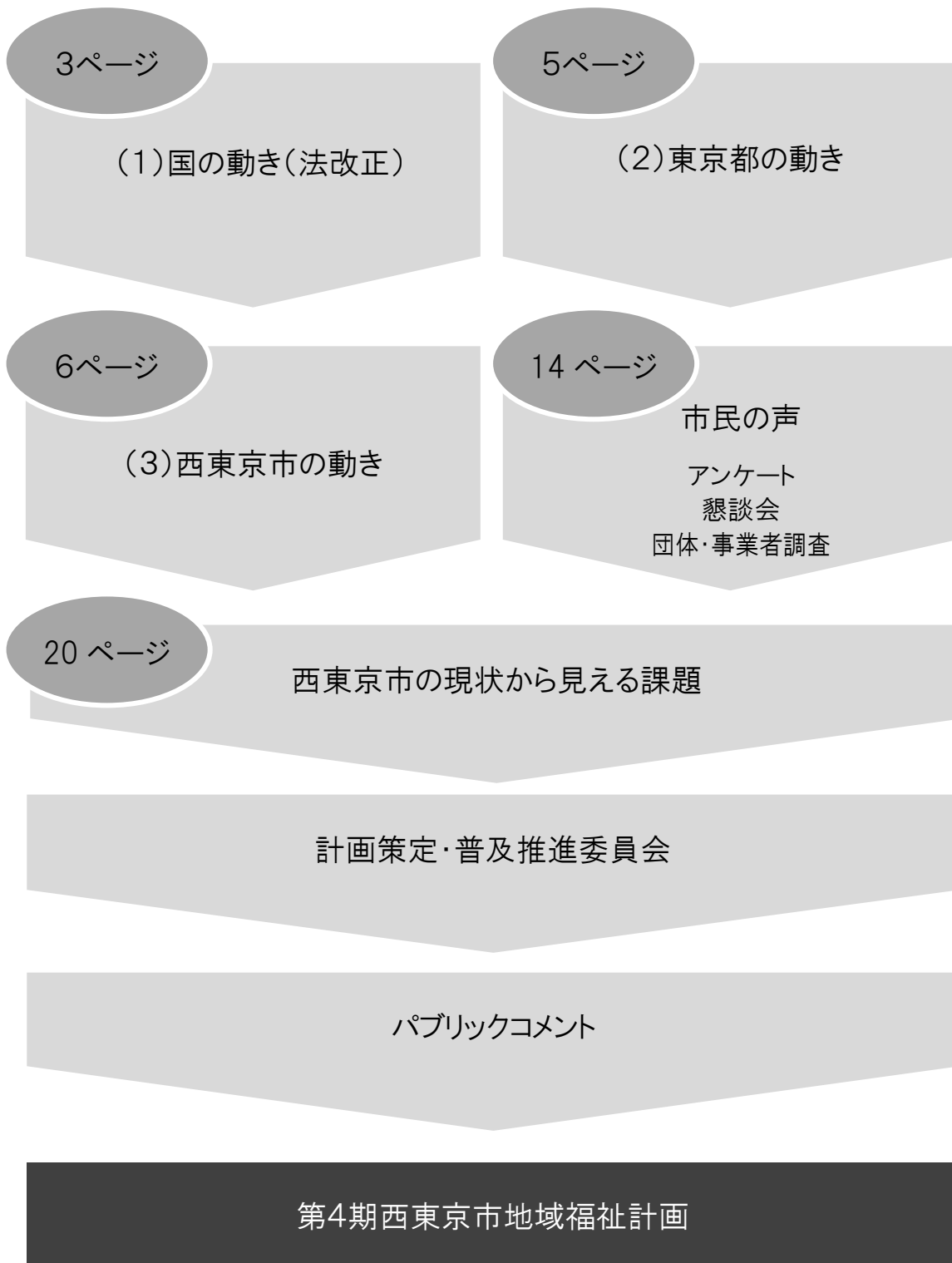
基本目標6
誰もが快適に暮らせる環境づくり

第1章 計画策定にあたって



1 計画策定の背景

■計画策定の背景イメージ図



(1) 国の動き

国では、平成12年の社会福祉法改正により地域福祉計画の策定が新たに規定されて以降、災害時要援護者支援、孤立など地域において支援を必要とする人の把握や適切な支援、生活保護に至る前段階の生活困窮者への支援などが、通知という形で計画に盛り込むよう示されてきました。

平成27年の「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書において、従来の高齢者・障害者・子どもといった分野別の社会福祉サービスから、互助・共助の取組を育みつつ、多様なニーズをすくい取る「全世代・全対象型地域包括支援体制」が必要であるという観点が打ち出されました。

その後、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示され、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されました。

また、平成29年には社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画の策定が努力義務となるとともに、地域福祉計画策定ガイドラインが示されました。

■ 国の流れ

- 少子高齢化・人口減少社会の進行、社会保障関係経費の増加
- 高齢者のみの世帯や高齢者の独居世帯の増加
- 高齢者・子育て世代・障害者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題の顕在化、生活課題の多様化・複雑化(ひとり親家庭を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、閉じこもり、8050問題、虐待、ごみ屋敷問題など)

これらの状況を踏まえ・・・

- 国は、福祉は与えるもの、与えられるものといったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することの必要性を掲げています。
- 具体的には、「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組むしくみを作っていくこと、また、市町村には、その地域づくりの取り組みの支援と、地域での課題を公的な福祉サービスへつないでいくための、縦割りではなく「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていくことが求められています。

■第3期計画期間中の国の主な動き

	法律・通知関係	報告書・会議関係
平成27年	・「生活困窮者自立支援法」施行	・「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」公表
平成28年	・「再犯防止推進法」施行 ・「成年後見制度利用促進法」施行 ・厚生労働省通知「社会福祉法人の「地域における公益的な取り組み」について」	・「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 ・「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 ・地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）設置
平成29年	・「社会福祉法」一部改正 ・地域福祉計画策定ガイドライン提示	・「地域力強化検討会最終とりまとめ」公表
平成30年	・厚生労働省通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」	

■地域福祉計画関連条文 社会福祉法一部改正（平成30年4月1日施行）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(2) 東京都の動き

東京都では、平成 18 年に、福祉、保健、医療施策の基本方針となる、「福祉・健康都市東京ビジョン」が策定されたほか、各分野別の計画において、地域福祉支援計画の中で定めることとされている区市町村への支援や民間団体との協働など、地域福祉に関する考え方を示していることから、これまで地域福祉支援計画は策定されていませんでした。

その後、社会福祉法の改正等を受け、東京都の総合的かつ計画的な福祉施策の推進に資するため、また、広域的な見地から区市町村の地域福祉を支援し都内における分野横断的な福祉施策の展開を加速させるために、平成 30 年度からの「東京都地域福祉支援計画」が策定されました。

■東京都地域福祉支援計画の概要

目的	東京における「地域共生社会」の実現
理念	<ol style="list-style-type: none"> 1 誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京 2 地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京 3 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京

(3) 西東京市の動き

西東京市では、平成12年の社会福祉法改正を受け、平成16年3月に第1期となる「西東京市地域福祉計画」を策定し、平成21年3月には「第2期西東京市地域福祉計画」、平成26年3月には「第3期西東京市地域福祉計画」と改訂し、「地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京」の実現に向けて取り組んできました。

この間、平成22年度から「ほっとするまちネットワークシステム（以下「ほっとネット」という。）」が始動し、地域福祉コーディネーターの配置、ほっとネット推進員の養成などを通じ、市民と共に地域の課題を解決していく西東京市独自のしくみが整いつつあります。

市内ではこれまで、高齢者の見守り支援である「ささえあいネットワーク」や、住民参加型のまちづくり活動である「ふれあいのまちづくり」、コミュニティ再構築に関する「地域協力ネットワーク」など、多数のネットワークが存在しており、より効率的で、効果的なしくみの検討が必要な状況となっています。

また、西東京市では平成28年度から「健康」応援都市の実現を目指すことを基軸におき、様々な施策を展開してきました。地域福祉分野においては、西東京市版地域包括ケアシステムの構築に向け、共生社会シンポジウムの開催をはじめとし、困難を抱える人を含めた地域づくりについて話し合われてきました。

一方で、少子高齢化の進行や世帯の少人数化が進む中で、西東京市においても近所付き合いや地域のつながりが希薄化し、地域の中で孤立している人や必要な支援に結びついていない人などの問題が顕在化しています。

以上のことから、これまでの活動をさらに発展的に進めていき、かつ新たな課題への対応を行っていくために、第3期計画を踏まえ、新たに「第4期西東京市地域福祉計画」を策定することとなりました。

■ 地域に関する主なネットワーク

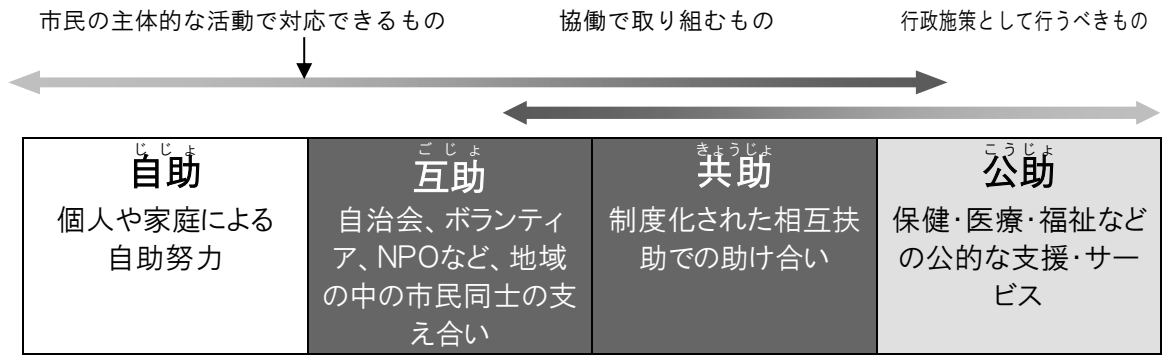
課題ベース	対象者ベース	地域ベース
ほっとネット 地域の課題を発見し、地域福祉コーディネーターを核として、様々な人や関係機関をつなげ、一緒に解決に向けて取り組む	ささえあいネットワーク 高齢者の見守りの中で異変等の早期発見と適切な対応を促進する	ふれあいのまちづくり 小学校通学区域を中心に住民懇談会等、住民参加型のまちづくり活動を行う 地域協力ネットワーク 地域で活動している様々な団体や市民が連携・協力し、安全・安心なまちづくりのために活動する

2 地域福祉とは

地域福祉とは、住み慣れた地域の中で一人ひとりがその人らしい生活を送れるよう、市（行政）・社会福祉協議会・事業者・関係機関・市民等が協力してつくる「暮らしやすい地域づくり」を進めることです。

この地域福祉を進めるのが「地域福祉計画」で、市（行政）・社会福祉協議会・事業者・関係機関・市民等が、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」「互助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせて推進していくものになります。

中でも、身近な地域における暮らしのニーズが多様化している中、市民の支え合いでしか解決できない問題に取り組む「互助」「共助」が地域福祉の重要なポイントとなっています。



第3期計画までは、「自助・共助・公助」の3つの区分で記載をしていましたが、第4期計画では下記の国の地域包括ケアシステムの考え方及び、本市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と整合性を図り、4つの区分に変更しています。

参考 国の定義

平成 25 年度の地域包括ケア研究会報告書では、自助・互助・共助・公助を以下のように定義しています。

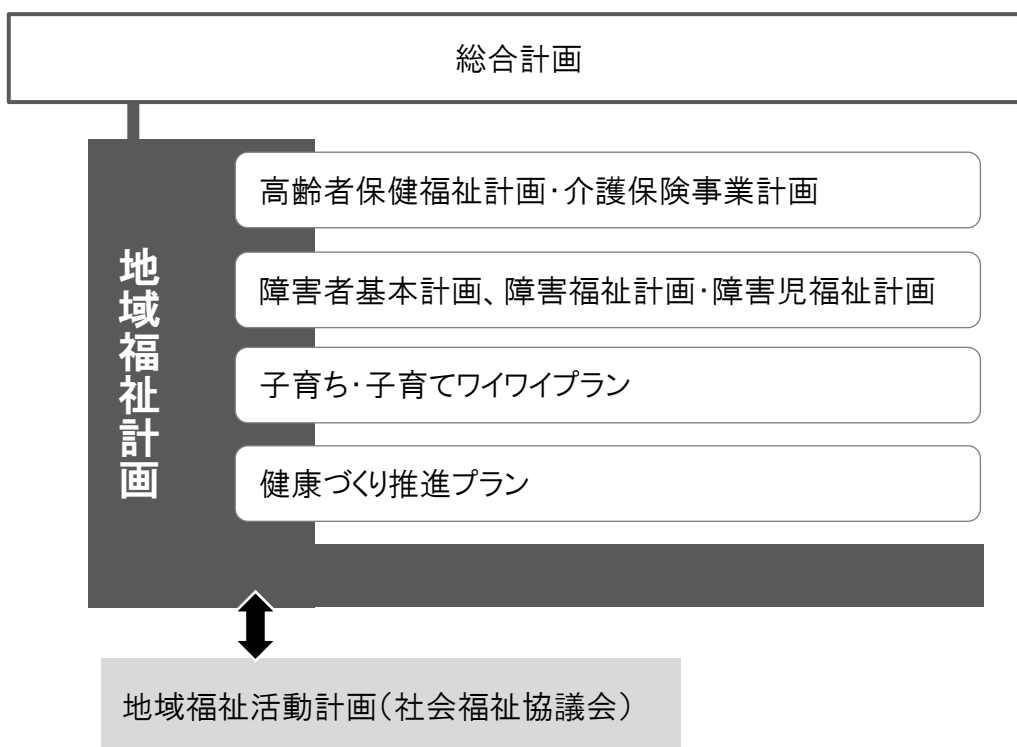
「公助」は税による公の負担、
 「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担であり、
 「自助」には「自分のことを自分でする」ことに加え、市場サービスの購入も含まれる。
 これに対し、「互助」は相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏付けられていない自発的なもの。

3 計画の位置付け

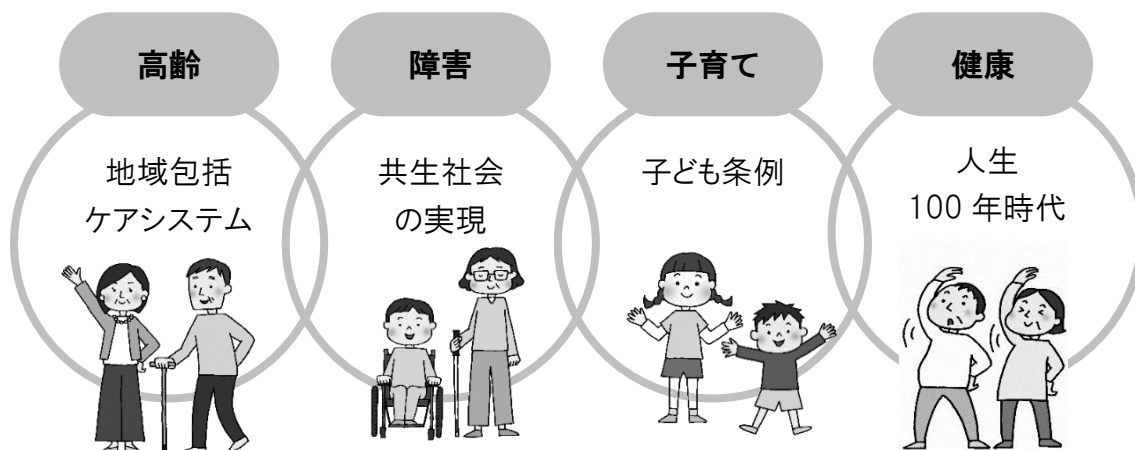
本計画は、社会福祉法第 107 条に基づき、市町村地域福祉計画として策定したものです。

総合計画を上位計画とし、その基本理念や将来像、施策に掲げる目標を踏まえています。同時に、各種保健福祉計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、子育て・子育てワイワイプラン、健康づくり推進プラン）を横断的につなぐ役割を担っています。

また、市民の活動計画として、社会福祉協議会が市民と共に策定した「地域福祉活動計画」と、西東京市が目指す地域共生社会の姿を共有しながら、相互に連携を図っていきます。



■各計画の重要課題



4 計画の期間

本計画は、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5か年を計画期間とします。

	平成 26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)
総合計画	第2次基本構想									
	前期基本計画					後期基本計画				
地域福祉計画	第3期					第4期				
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第三次					第四次				
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第6期		第7期			第8期				
障害者基本計画	基本計画									
障害福祉計画	第4期		第5期			第6期				
障害児福祉計画					第1期		第2期			
子育て・子育てワイワイプラン	第2期（平成27年度～平成36年度）									
健康づくり推進プラン	第2次（平成25年度～平成35年度）(※1年間の延伸)									

5 計画の策定方法

本計画は、以下のような過程を経て策定してきました。

(1) アンケート調査

- ①市民: 1,270 件回収
- ②民生委員・児童委員: 137 件回収

(2) 地区懇談会 (4地区で開催)

延べ 328 人参加

(3) 団体・事業者調査

- ①団体: 12 団体回答、7 団体ヒアリング
- ②事業者: 15 事業者回答、8 事業者ヒアリング

(4) 計画策定・普及推進委員会

平成 29 年度: 全3回実施
平成 30 年度: 全●回実施

(5) パブリックコメント・市民説明会

パブリックコメント: ●件
市民説明会: 延べ●人参加

(1) アンケート調査

本調査は、計画の改定にあたり、市民の方の近所付き合いやボランティア活動、地域福祉活動等に関する状況や要望を把握するため実施しました。

種類	①市民	②民生委員・児童委員
対象	市内在住の 18 歳以上市民より 無作為抽出	全民生委員・児童委員
配布回収	郵送配布、郵送回収	民生委員・児童委員会議にて 配布、郵送回収
調査期間	平成 29 年 11 月 6 日～11 月 27 日	
配布	2,500 件	140 件
回収	1,270 件	137 件
回収率	50.8%	97.8%

(2) 地区懇談会

地区懇談会は、地域で生活・活動する市民目線での、地域の現状や課題、解決アイデア等を話し合っていたくため実施しました。

地区	対象地域	回	日付	参加者数
西部	西原町・緑町・谷戸町・芝久保町・ひばりが丘	第1回	平成30年1月16日	22人
		第2回	平成30年1月23日	中止(天候不順)
		第3回	平成30年1月30日	23人
北東部	富士町・中町・東町・ひばりが丘北・栄町・北町・下保谷	第1回	平成30年1月17日	24人
		第2回	平成30年1月24日	20人
		第3回	平成30年1月31日	18人
中部	田無町・北原町・保谷町・泉町・住吉町	第1回	平成30年1月18日	26人
		第2回	平成30年1月25日	20人
		第3回	平成30年2月1日	18人
南部	南町・向台町・新町・柳沢・東伏見	第1回	平成30年1月19日	27人
		第2回	平成30年1月26日	25人
		第3回	平成30年2月2日	25人
全地区合同		第4回	平成30年2月16日	80人

(3) 団体・事業者調査

団体・事業者調査は、地域福祉に関する団体や事業者の状況や要望を把握するため実施しました。

種類	①団体	②事業者
対象	市内活動団体	市内活動事業者
配布回収	郵送配布、郵送回収	
調査期間	平成30年5月7日～5月25日	
配布・回収	20件配布、12件回収(60%)	30件配布、15件回収(50%)
ヒアリング期間	平成30年6月15日～6月22日	
ヒアリング	7団体	8事業者

(4) 計画策定・普及推進委員会

計画策定・普及推進委員会において、計画内容の検討を行いました。

(5) パブリックコメント・市民説明会

※今後実施予定

第2章 西東京市の状況



1 統計で見る状況

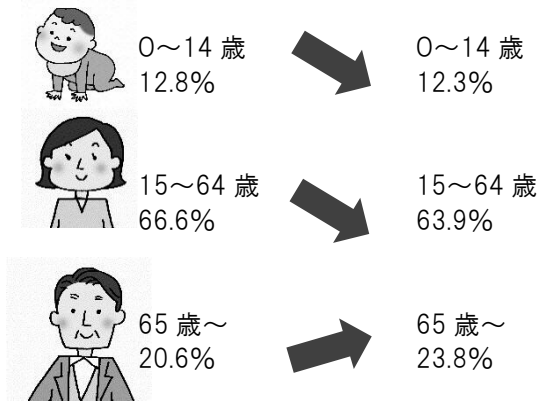
資料編 67 ページ参照

(1) 人口の変化

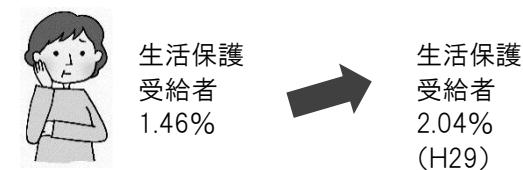
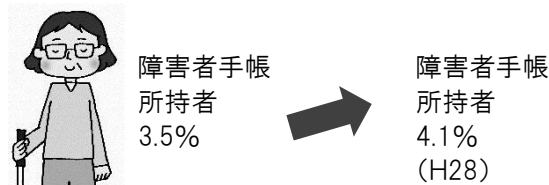
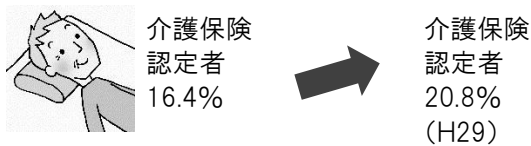


総人口は増えています。

総人口の内訳

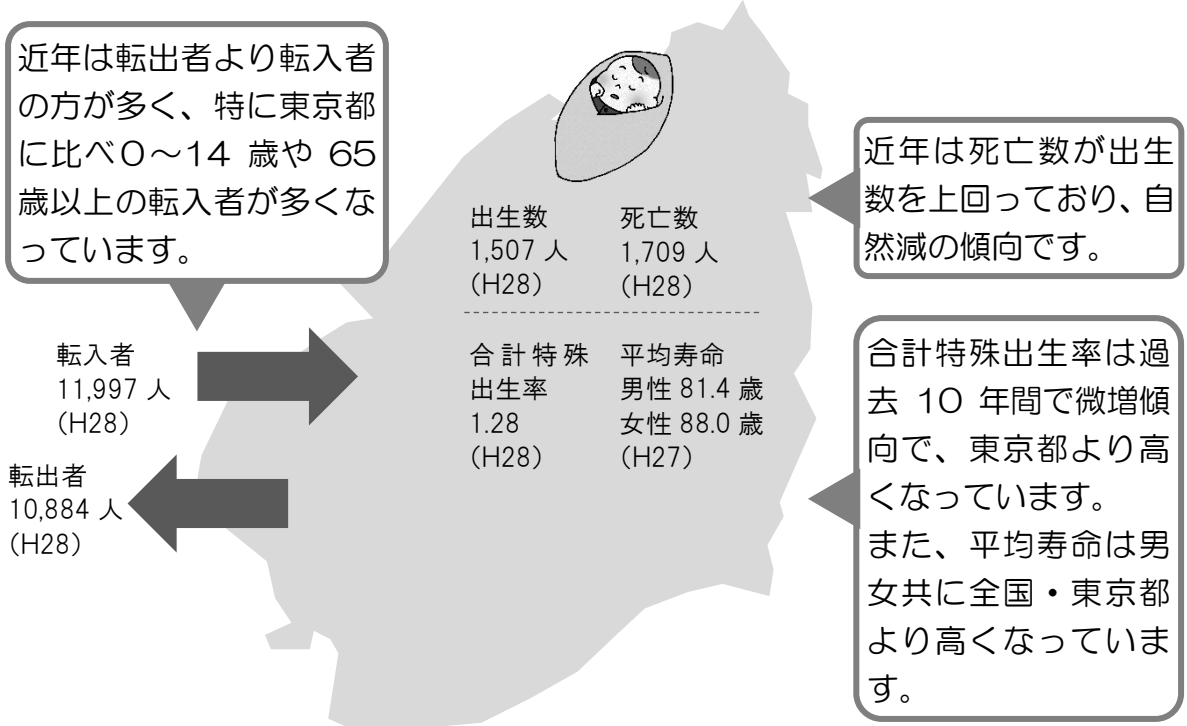


0~14 歳の年少人口、15~64 歳の生産年齢人口の割合は減少していますが、65 歳以上の高齢人口の割合は増加しています。

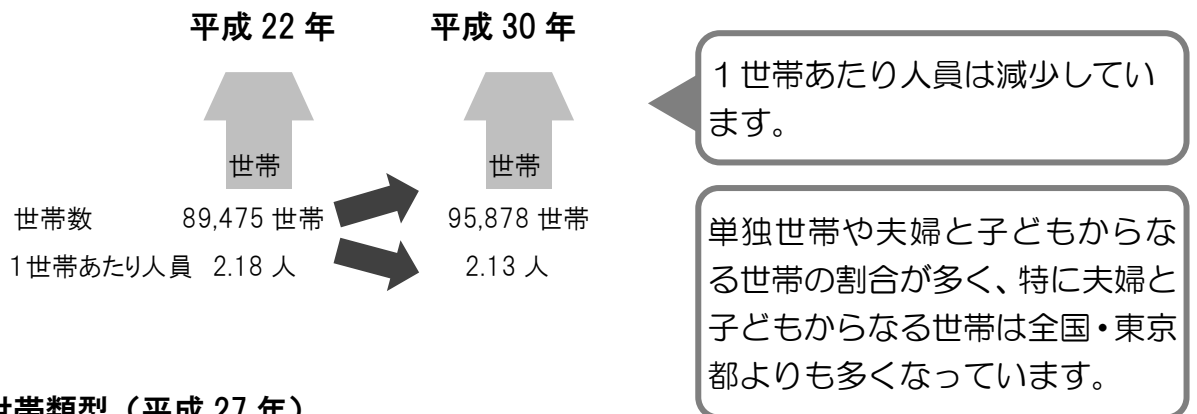


外国人市民、介護保険認定者、障害者手帳所持者、生活保護受給者の割合は増加しています。

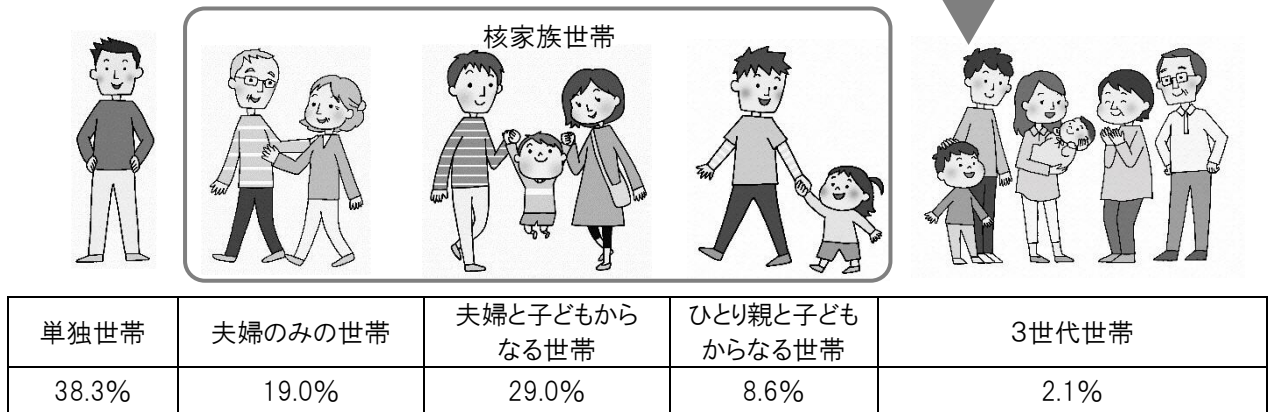
(2) 人口の変化要因



(3) 世帯の変化



世帯類型 (平成27年)



2 アンケート調査結果

資料編 76 ページ参照

(1) 地域の中の関係性



ふだんの近所付き合いは、「顔を合わせれば、あいさつする」が72.0%

地域での人との付き合いが「必要だと思う」「まあまあ必要だと思う」は81.8%

8割の人が、近所付き合いが必要だと感じています。



地域の課題

- ①近所との交流が少ない:30.0%
- ②緊急時にどうしたらよいかわからない:22.0%
- ③世代間の交流が少ない:17.2%
- ④地域の活動が活発でない:17.2%
- ⑤あいさつをしない人が多い:14.2%

近所や世代間での交流が少ないという課題が特に多くなっています。

(2) 助け合い・ボランティア



日常生活で困ったときに、手助けを頼める人の有無は、手助けを頼める人がいる:48.3%
手助けを頼みたいがいない:8.8%



日常生活が不便になった時、地域の人たちにしてほしいことは、

- ①災害時の手助け:39.7%
- ②急病時の対応:36.9%
- ③安否確認の見守り、声かけ:31.7%

日常生活で困ったときに手助けを頼みたいが頼める人がいない人が約1割います。日常生活が不便になった時地域の人たちにしてほしいことは、いざという時の支援が多くなっています。



ボランティアの経験は、ある:16.0%
ない:76.7%

経験がない理由の最多は、

- 18~29歳、60~69歳
→「身近に活動グループや仲間がいないのでよくわからない」
30~59歳
→「活動したい気持ちはあるが、仕事や家事が忙しく時間がない」
70歳以上
→「健康に自信がないので難しい」



今後の参加意向は、参加したい:39.7%

ボランティア経験はない人が大半ですが、今後は参加したい人が約4割と多くなっています。また、経験がない理由は年代により違いがあります。

(3) 今後の方向性



地域課題をどのような方法で解決するのがよいかは、「住民と行政や専門機関が協力して一緒に解決したい」が58.9%

約6割の人が、地域課題について住民と行政や専門機関が協力して解決したいと回答しています。



住民参加の取組を進める上で必要なこと
 ①活動を支える協力者:50.6%
 ②活動の資金:31.7%
 ③活動者・協力者間の交流・相談の場:29.5%

住民参加の取組を進める上で必要なことは、活動を支える協力者が特に多くなっています。

地域福祉推進のために市が優先的に取り組むべきだと考える施策

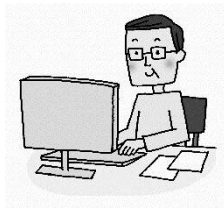
<市民からの回答>

- ①わかりやすい情報の提供:37.7%
- ②防災対策の充実:24.6%
- ③防犯対策の充実:21.8%
- ④学校における福祉教育の充実:16.3%
- ⑤人にやさしいまちづくりの推進:15.8%

<民生委員からの回答>

- ①地域における連携体制づくり:41.6%
- ②わかりやすい情報の提供:35.8%
- ③相談支援体制の充実:24.8%
- ④防災対策の充実:23.4%
- ⑤地域における支え合い活動の促進:21.2%

情報提供や相談支援体制の充実、防災・防犯面への取組等を優先すべきとの意見が多くなっています。
 また、地域における連携体制づくりについても必要とされています。



3 地区懇談会結果

資料編 84 ページ参照

(1) 地域の中の関係性



- ・地域コミュニティが衰退している
- ・地域を必要と感じていない人が多くなっている
- ・転入・転出が多くつながりがつくりづらい
- ・自治会がない地域がある。ある場合でも機能していなかったり、若い人の加入が少ない

地域のつながりが弱くなっています。



- ・サロンなどの地域の居場所や交流の場所が少ない
- ・場があっても周知されていない
- ・活動団体同士の交流など横のつながりが薄い
- ・空き家が増えているが活用できていない

交流の場が少なかったり、あっても周知されていません。

(2) 助け合い・ボランティア



- ・ボランティアに取り組む人の高齢化や活動に新しく取り組む人が少ない
- ・ボランティアに参加したくとも、新たな活動へ参加しづらい
- ・ふれあいのまちづくり事業やたすけあい活動があまり知られていない

ボランティアに取り組む担い手が不足しています。



- ・困りごとがあってもSOSを出さない人や、出せない人がいる
- ・近所付き合いが少ないことや個人情報保護の観点から、困っている人の把握が難しい
- ・制度の狭間の課題で困っている人がいる

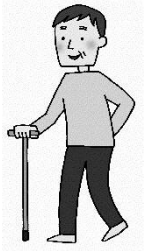
困っている人の把握が困難になっています。

(3) 生活面の不便さ



- ・市や社協の取組・サービスなどの情報が届いていない
- ・近所付き合いが希薄で情報共有する機会がほとんどない
- ・相談先が複雑でわかりづらい、気軽に相談しづらい

必要な支援や相談窓口などの情報が届きにくい状況です。



- ・地域によっては坂が多く、ちょっとした移動でも大変
- ・近所の商店などが閉店してしまい、徒歩圏内で買い物する場所がなくなっている
- ・公共交通機関等の便が悪く、買い物や病院に行くのに不便

交通の便が悪く、買い物や通院に不便な地域があります。

(4) 防災・防犯面



- ・日頃のつながりが無いことから災害時の孤立が心配
- ・災害時の対応方法が分からない
- ・振りこめ詐欺や空き巣などの犯罪被害がでている

防災・防犯面などいざという時の対応について不安がでています。

4 団体・事業者調査結果

資料編 86 ページ参照

(1) 団体

①地域の状況



地域の課題

- ①世代間の交流が少ない:42.9%
- ②近所との交流が少ない:28.6%
- ③移動手段が整っていない:28.6%

ヒアリング結果

- ・あいさつが少ない、世代間の交流が少ない
- ・色々な場に行ってみてもなじめず孤立している人もいる
- ・情報が届かずサービスに結びつきにくい人がある

地域の中の交流が少ないことや、孤立している人がいます。



地域の中で支援が必要だと感じる人

- ①高齢者のみの世帯:42.9%
- ②閉じこもりや引きこもりの人:35.7%
- ③認知症の人:21.4%
- ③生活困窮者:21.4%

ヒアリング結果

- ・8050 問題の世帯が地域にある
- ・支援が必要ということが理解できない人もいる
- ・全世代がとりあえず相談をできる場所があるとよい

8050 問題など、多様な課題を抱える人がいます。

②活動状況



活動上の困りごと

- ①リーダーが育たない:50.0%
- ②活動資金が足りない:50.0%
- ③新しいメンバーが入らない:35.7%

ヒアリング結果

- ・新しいメンバーが入るような新たな取組が必要
- ・活動者を支援するしくみが必要
- ・臨時のボランティアはいてもコアメンバーが集まらない

リーダーの育成や新しいメンバーの不足が特に課題となっています。



メンバー募集は、「常に行っている」が 78.6%

情報発信

チラシやパンフレットの配布:64.3%
メンバーなどによるロコミ:50.0%
ホームページや SNS:42.9%

ヒアリング結果

- ・ロコミやチラシの情報発信が多い団体と、近年ホームページやSNSでメンバーが増えている団体がある
- ・分野によってはメンバーが集まりやすい団体もある

メンバー募集は常に行っており、多様な媒体で情報発信をしている団体が多くなっています。

(2) 事業者

①地域の状況



地域の課題

- ①サービスに結びついていない人がいる:53.3%
- ②近所との交流が少ない:46.7%
- ③地域から孤立している人がいる:40.0%

ヒアリング結果

- ・つながりを持っている人は多くの居場所等に行く反面、つながりを持たない人は全く持っていないという両極端な傾向
- ・インフォーマルなサービスが少ない
- ・地域によって交通の便が悪く、外出の妨げとなっている

地域とのつながりが薄れる中で、サービスに結びついていない人、孤立している人が多くなっています。

②地域活動の状況



現在行っている地域活動

- ①ボランティアの受け入れ:73.3%
- ②研修会・学習会などへの講師派遣:33.3%
- ③施設の一部開放や物品等の貸し出し:26.7%

地域活動を進める上で市に期待すること

- ①地域における施設と住民をつなぐコーディネーターの配置:73.3%
- ②活動資金確保に向けた支援の充実:46.7%
- ③施設、住民を含めたネットワークづくり:40.0%
- ④施設と地域の連携協働に関わる意見交換の場づくり:40.0%

ヒアリング結果

- ・地域活動を行いたくても、地域で何が求められているかやどのように行ったらよいかの情報や相談先がない
- ・多問題の場合1事業者のみでの対応が難しいこともあるが、事業者同士の横のつながりが少ない
- ・事業者と地域をつなぐ場があるとよい
- ・地域活動に関する事例集があるとよい

すでに地域と共に活動を行っている事業者は多くありますが、地域の課題や実際に取り組んでいく上での情報や相談相手を必要としている事業者も多くあります。

③サービスの質の向上



質の向上のために取り組んでいること

- ①サービス提供にかかる職員研修の実施:86.7%
- ①個人情報保護・管理の徹底:86.7%
- ②相談窓口の設置などの環境整備:60.0%
- ②利用者への情報提供の充実:60.0%
- ②施設・設備等の充実:60.0%

ヒアリング結果

- ・独自研修や資格取得支援を行っている事業者が多い
- ・福祉サービス第三者評価や満足度調査等を実施している事業者もある

各事業者においてサービスの質の向上のため創意工夫を凝らしています。

5 西東京市の現状から見える課題

これまでのアンケート調査や地区懇談会の結果などから浮かび上がってきた現状を踏まえ、本計画では以下の3つの点を課題として検討していきます。

●地域のつながりが希薄化しています



隣近所の付き合いが少なく、交流の場も少なく感じます。近所や地域とのつながりが少ないことで、孤立してしまっている人もいます。地域で活動する団体や事業者同士の横のつながりも薄いです。

地域でのつながりづくりについては、西東京市ではこれまでも様々な取組を通じて、多様な地域活動の推進に取り組んできました。

一方で、地域のつながりが希薄化しているということは、以前から指摘されており、つながりが希薄であるという実感は大きく変わっていないのが現状です。

また、地域住民のつながりづくりに加え、地域で活動する団体・事業者同士の横の連携も一層促進していくことが必要です。

●相談先が分からない人が多くいます



相談先が複雑で分かりづらく感じます。ちょっとした困りごとでも気軽に相談できるとよいです。団体や事業者も地域で活動する際に相談先がなく困っているようです。

これまでほっとするまちネットワークシステムにより、地域福祉コーディネーター等に困りごとを相談できる体制をつくってきたほか、各分野の相談も実施していますが、多問題ケースなどの分野横断的な相談体制の整備と、その周知が必要となっています。



また、活動者を支えるための支援の充実も必要です。

●必要な人に必要な情報が行き届いていません



西東京市では色々な助け合いの活動やサービスがあるようですが、必要になった時にその情報が得にくいです。情報を受け取る側にとって分かりやすい情報発信をしてほしいです。

西東京市としての情報発信は様々な媒体を用いながら行っていますが、依然として必要な人に必要な情報が届いていないという声があります。情報を受け取る側の立場に立ったより決め細やかな発信の工夫が必要です。



第3章 計画の目指すもの



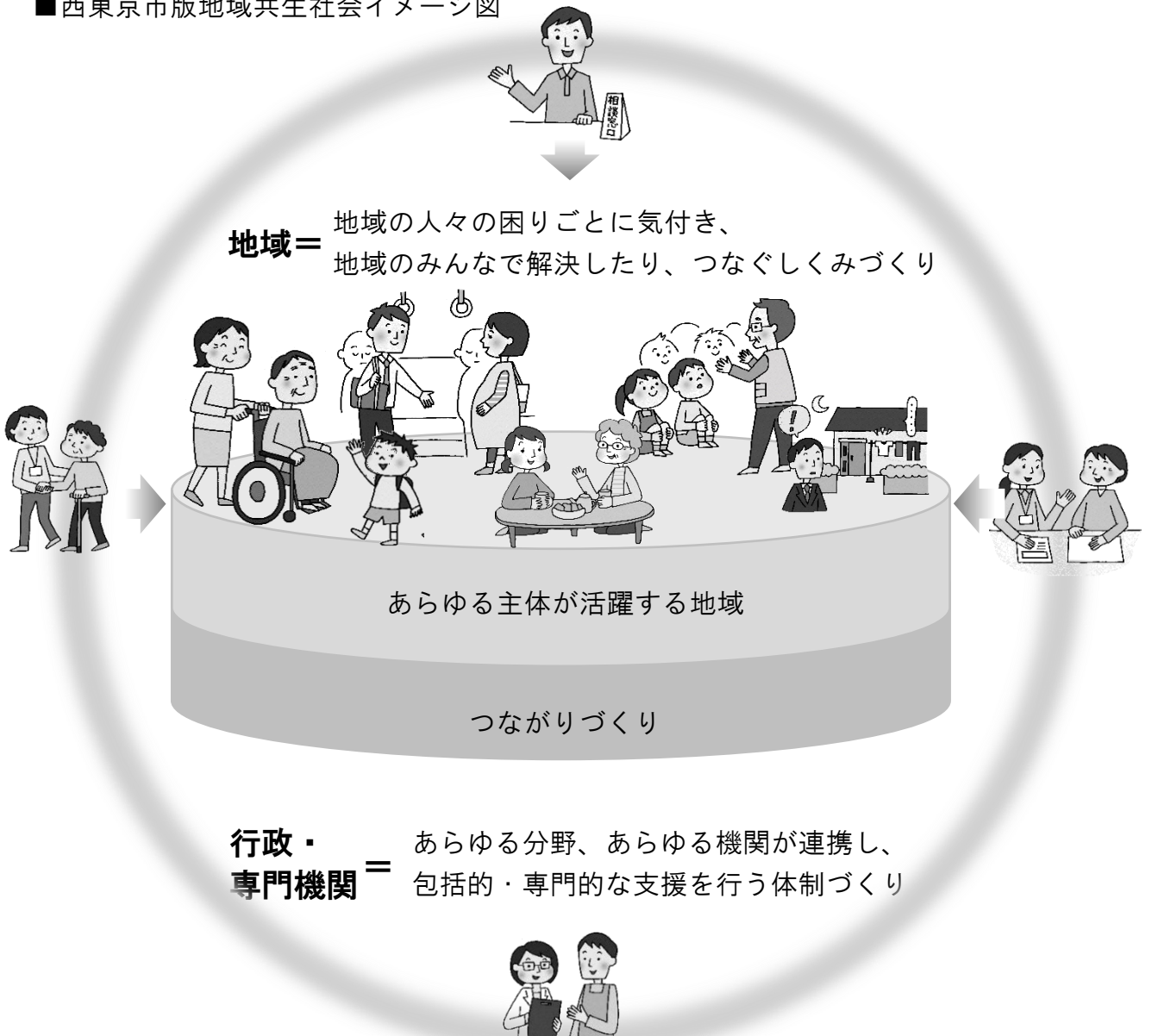
1 西東京市版地域共生社会とは

西東京市版地域共生社会とは、西東京市に住み・活動する全ての人が、支え手側・受け手側と分かれることなく、互いに支え合いながら活躍する社会のことです。

地域においては、一人ひとりが地域で起こる問題を「我が事」として捉え、地域の人々の困りごとに気づき、世代や分野を超えて地域の人たちや地域の資源が「丸ごと」つながる取組を通して、地域のみんなで解決したり、適切な支援につなげるしくみをつくっていきます。

また、行政をはじめ各専門機関では、あらゆる分野、あらゆる機関が連携し、包括的・専門的な支援を行う体制をつくり、地域の活動を支えています。

■西東京市版地域共生社会イメージ図

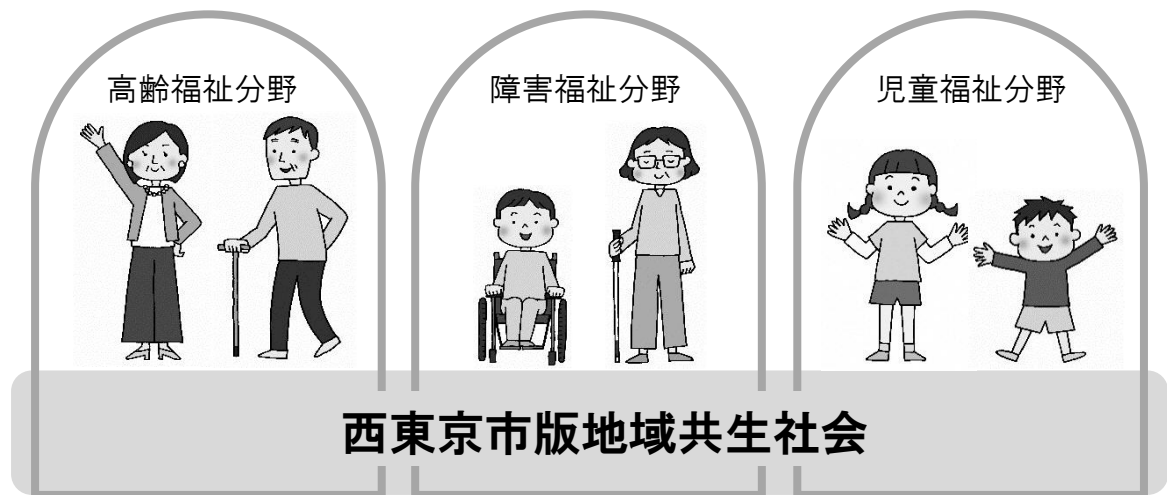


市全体における位置付け

西東京市版地域共生社会の実現には、従来の高齢者・障害者・子どもといった分野別の社会福祉サービスを「縦割り」で提供するのではなく、世代や分野を超えた「丸ごと」の考え方でのつながりづくりや、課題解決・支援につなぐしくみをつくっていくことが必要です。

社会福祉法の改正により、地域福祉計画は、高齢者・障害者・子どもなど各分野の保健福祉計画の上位計画として位置付けられました。この第4期地域福祉計画では、各種保健福祉計画で共通して取り組む事項として「地域」ということをキーワードとして、これを切り口として分野横断的に地域福祉の推進に取り組んでいきます。

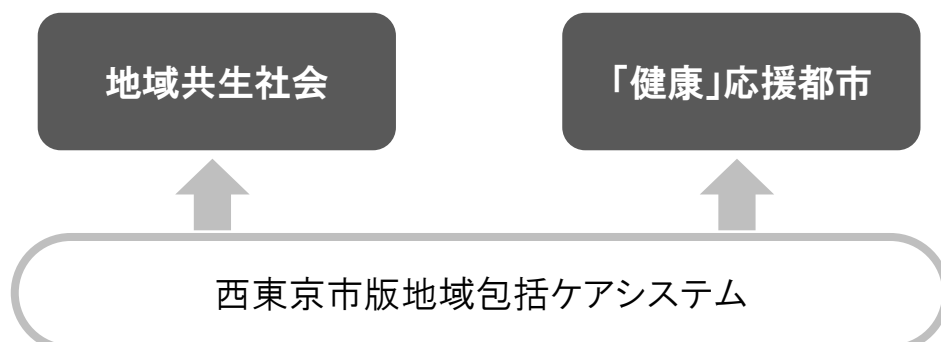
■ 世代や分野を超えた西東京市版地域共生社会の実現



市では、地域共生社会や「健康」応援都市を実現するためのしくみやプラットフォームと位置付けて、西東京市版地域包括ケアシステム構築の取組を推進しており、主に、2025年問題に向けた課題について検討を進めています。

全市的に分野を超えた共生型、全世代型の地域ケアの在り方を検討し、地域のあらゆる住民が役割を持ち、地域で支えあいながらあらゆる主体が活躍できるまちづくりの実現を目指します。

■ 西東京市における地域共生社会の位置付け



2 基本理念

地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京（仮）

～ともに生きる！まちづくり～

※12月委員会検討

3 基本方針

（1）市民の主体的な参画と協働による地域福祉を推進します

地域の中で起きている課題について主体的に考えられるような福祉教育・啓発を充実し、市民一人ひとりの活動への参画を促進するとともに、ボランティアやNPO、社会福祉法人などの活動支援や、それらの団体や関係機関、各種ネットワークが広く連携することにより、市民の主体的な参画と協働による地域福祉を推進します。

（2）適切な支援を安心して受けられるためのしくみを充実します

地域で孤立している人や必要な支援に結びついていない人を把握し、適切な支援へと結びつけていくとともに、虐待や自殺、生活困窮、犯罪や非行からの立ち直り支援など、地域における多様な生活課題の解決に向けて取り組み、適切な支援を安心して受けられるためのしくみを充実します。

（3）地域で安心して快適に暮らせる環境づくりを進めます

身近な地域における防災・防犯の取組を充実するとともに、施設や道路などを誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインの考え方に基づき整備を進めるほか、移動手段の確保や就労支援など、地域で安心して快適に暮らせる環境づくりを進めます。

4 計画の体系

基本理念

基本方針

基本目標

施策の方向

くともに生きるーまちづくりー

地域でふれあい 支え合う 心のかようまち

西東京

市民の主体的な参画と協働による
地域福祉を推進します

基本目標1
一人ひとりが活躍する地域づくり

- (1) 福祉教育・啓発の充実
- (2) 地域活動・ボランティア活動の参画促進
- (3) 専門的な人材の育成

基本目標2
みんながつながりあう地域づくり

- (1) 地域における活動の推進
- (2) 交流の場・活動の場づくり
- (3) 地域における連携体制づくり

適切な支援を安心して受けられる
ためのしくみを充実します

基本目標3
社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐしくみづくり

- (1) 支援に結びつけるしくみづくり
- (2) 多様な生活課題への対応
- (3) 権利を擁護するしくみづくり

基本目標4
サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり

- (1) 情報提供の充実
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) サービスの質の向上

地域で安心して快適に暮らせる環境づくりを進めます

基本目標5
災害や犯罪を防ぐ環境づくり

- (1) 防災対策の充実
- (2) 防犯対策の充実

基本目標6
誰もが快適に暮らせる環境づくり

- (1) 人にやさしいまちづくりの推進
- (2) 移動手段の確保
- (3) 就労に困難を抱える人の就労支援

第4章 重点的な取組

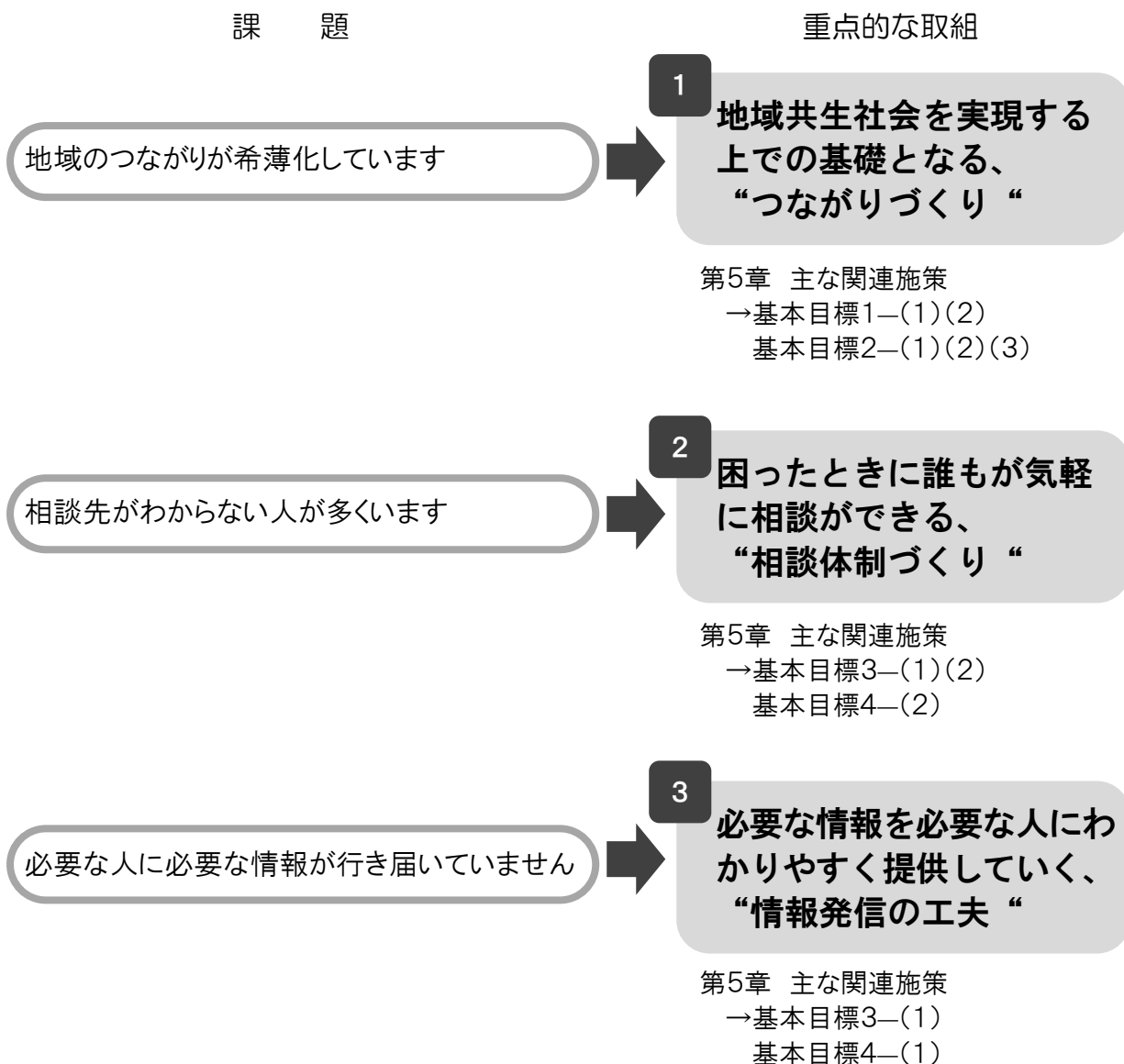


市では、これまでの間、第2期計画で構築した「ほっとするまちネットワークシステム」を中心に据え、地域福祉の推進に取り組んできました。

この結果、地域福祉コーディネーターへの相談件数や活動件数、ほっとネット推進員の登録者数など順調に伸びており、一定の成果を挙げています。

また、この間に策定された各種保健福祉計画においては、「地域でのささえあい」「地域のつながり」というような「地域づくり」を重要な視点として取り上げています。

本計画では、「西東京市版地域共生社会」の実現を見据え、「あらゆる主体が活躍する地域」づくりをすすめるため、アンケート調査や地区懇談会の結果などから浮かび上がってきた特に大きな3つの課題に対して、以下の重点的な取組を設定していきます。



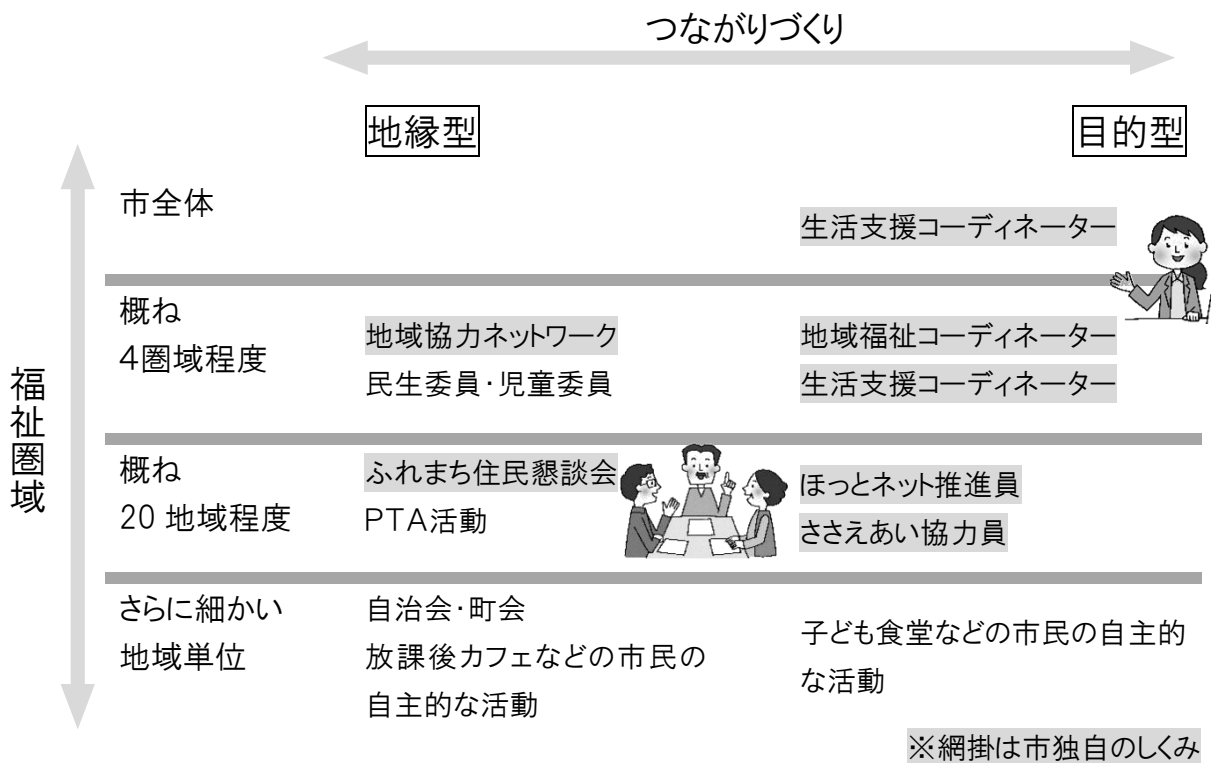
1 つながりづくり

現状のつながりづくり

西東京市では、自治会・町会の結成率が低い中で、ほっとネットや地域協力ネットワークといった市独自のしくみを通じて、地域でのつながりづくりに取り組んできました。また、地域福祉コーディネーターを中心として、地域の人・サービス・関係機関などがつながり、複雑化・多様化する地域での課題解決に対応してきました。

しかし、近年では様々なコーディネーターや地域でのつながりづくりのためのネットワークが増えてきており、それぞれが担う役割や事業のしくみなどについて重複する部分があるなど、市民が分かりやすいようなしくみとなるよう整理することが求められています。

また、これらの市のしくみとは別に、放課後カフェや子ども食堂など、地域での課題に対応したつながりづくりや居場所づくりとして、市民の自主的な活動が増えている状況です。



検討の方向性

西東京市版地域共生社会の実現に向けては、その基礎となるつながりづくりのための市独自のしくみや、市民の活動の場・出会いの場となる居場所づくりについては、現状を踏まえて今一度見直しを図りながらも、より一層推進していく必要があります。

市独自のしくみとして、ネットワークやコーディネーターに関する事業については、その見直しを検討する会議体を新たに設置した上で継続議論をし、市民に分かりやすく整理していきます。

また、身近な地域における交流の場としての居場所の重要性を鑑み、居場所を量的に充実させるよう市民の自主的な活動を促進するための支援を行います。併せて、多様化する居場所への市民のニーズに対応するため、地域に存在する居場所に関する情報や、居場所を含む地域の自主的な活動に関する取組の情報収集と提供を行なうなど、質的な充実のための支援など側面的な支援を行っていきます。

市全域

概ね4圏域程度

概ね20圏域程度

さらに細かい地域単位

身近なつながりが生まれる、
市民の自主的な活動や地域の居場所

増やす



つながりづくりにも寄与する、
市独自のしくみ

見直す



- ・ほっとするまちネットワークシステム(地域福祉コーディネーター、ほっとネット推進員)
 - ・ささえあいネットワーク(生活支援コーディネーター、ささえあい協力員)
 - ・ふれあいのまちづくり住民懇談会
 - ・地域協力ネットワーク
- など

2 相談体制づくり

現状の相談体制

市ではこれまで、市民からの相談については高齢者における地域包括支援センターでの相談対応や子どもに関する子ども家庭支援センターでの相談対応などそれぞれの分野ごとにおける相談対応体制の充実を図ってきたところです。

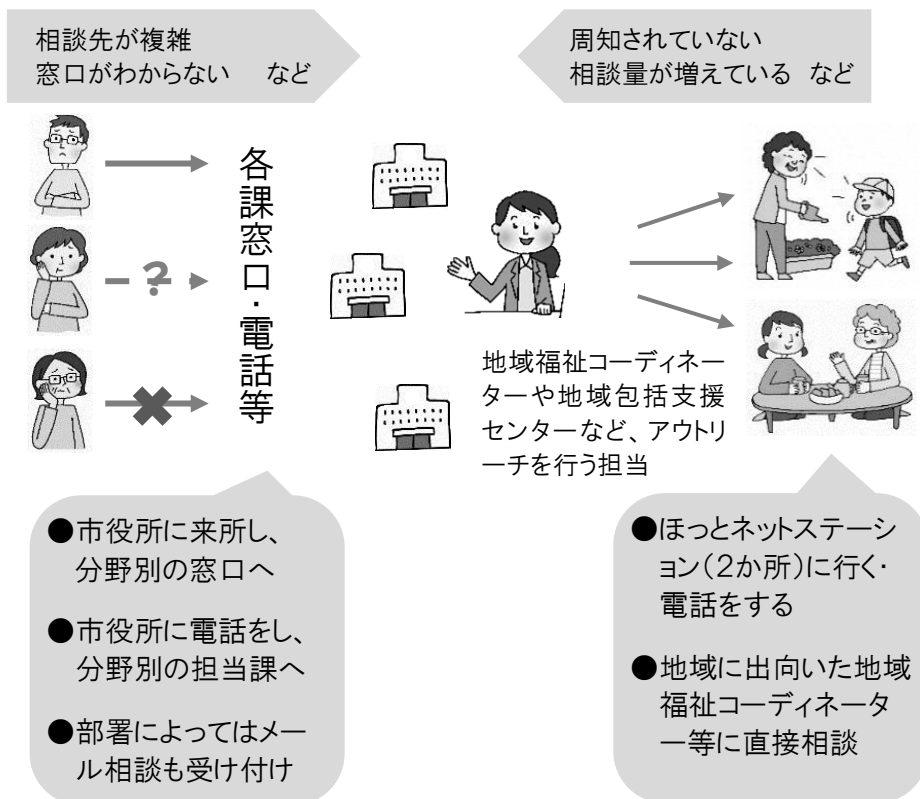
しかし、制度の狭間の課題を抱えるケースや分野がまたがる複雑なケース、複合的な課題を抱えるケースが増えてきている中、どこに相談に行ったらよいかわからないといった声も多くなっています。

また、相談受付の手段については、窓口における対面相談のほか、電話やメールなどの手段による相談対応についても行ってきたほか、必要に応じて地域に出向いての相談を行ってきたところです。

しかし、アンケートや地区懇談会の結果では、地域とのつながりが不十分であることにより、何らかの支援が必要な状況であるにも関わらず、必要な支援に結びついていない方が少なからずいる状況があります。

行政の窓口は・・・

地域に出向いた相談は・・・



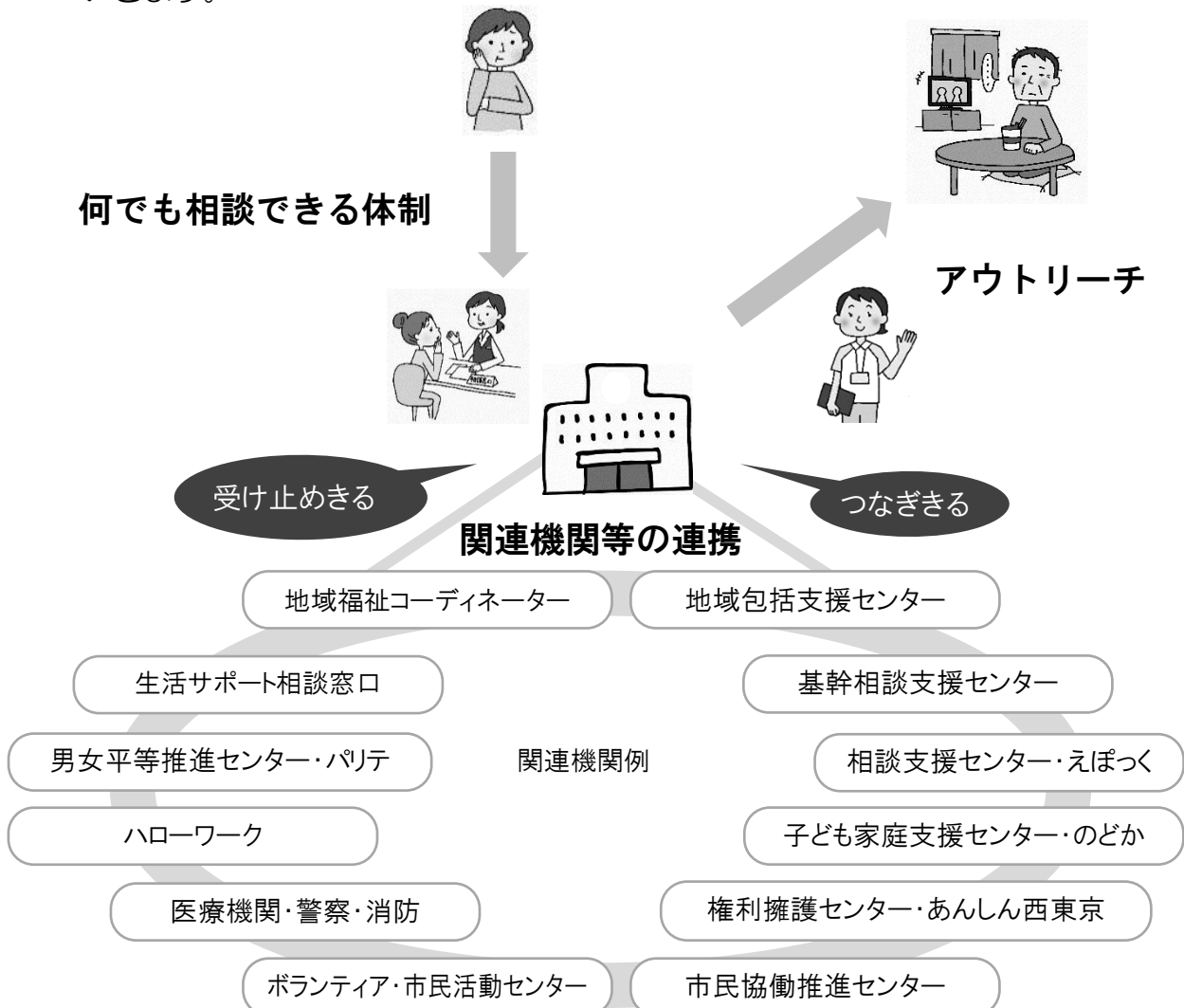
検討の方向性

今後は、複雑化・複合化した課題を抱えるケースに対応できるような包括的な相談体制を整備し、市民が何でも相談することができ、相談する窓口に困ることが無いようにすることが求められています。

そのため、市民からの相談を一元的に受け付け、関連機関等と連携し、適切な専門機関等に確実につなぐことにより、課題解決を行うことができる体制を構築することを検討していきます。

また、包括的な相談支援体制をより効果的に機能させるために、地域に出向いての相談の実施（アウトリーチ）を充実することにより、自ら SOS を発することがないために必要な支援に結びついていない方などからの相談や課題などを発見し、支援に結びつけていきます。

併せて、地域をささえる住民の活動の重要性も鑑みて、ほっとネット推進員などの地域で活動している方々に対する支援体制についても、より一層の充実を図り、地域からの課題提起を受け付け、集約し、解決につなげるしくみの構築を検討していきます。



3 情報発信の工夫

現状の情報発信

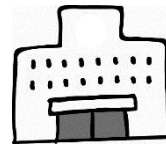
市ではこれまで、市民に対する分かりやすい情報発信に努めており、市報やホームページ、各課の発行する各種パンフレットなどに加え、近年では SNS の活用などの新たな手法も加えた様々な工夫を行ってきました。

これにより市民全体に向けて発信する手段については充実し、市民の側は様々なツールを通じて市の発信する情報を検索、入手することが可能となりました。

しかし、アンケートの結果では、依然として「分かりやすい情報の提供」が高い割合で求められており、また、地区懇談会においては、市のサービスや相談窓口などの情報が必要な時に得られにくいとの声が挙げられています。

また、ボランティア活動や居場所など、市域全体よりも、より限定された地域の中での情報を共有する手段が少ないことにより、住民の地域活動への参加につながっていない一因となっている状況があります。

- 市民全体に向けた総合的な情報発信
- 自ら情報を取りにいきたいが、どこに取りに行ったらよいか分からない
- 必要な時に必要な情報がどこにあるかわからない



市の情報発信

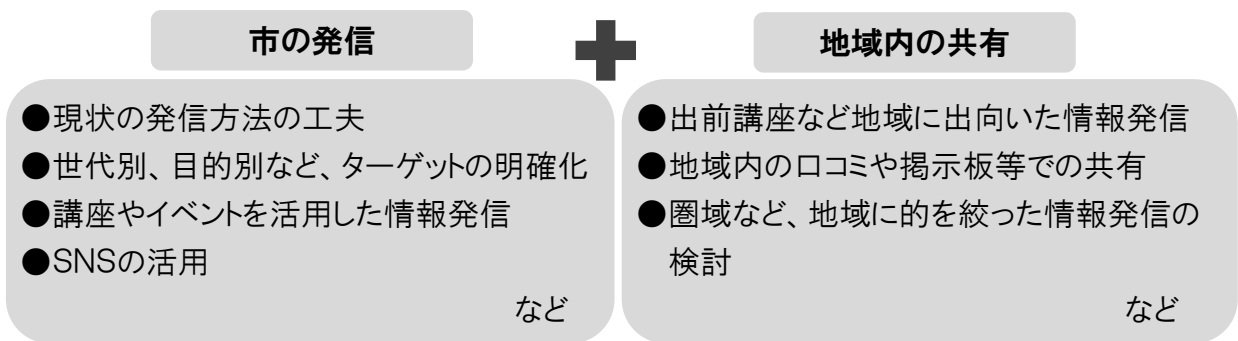
- 市広報
- 市ホームページ
- 各課の情報パンフレット
など

検討の方向性

市の情報発信に関しては、これまでも行ってきた市民に分かりやすい情報発信をより充実させるため、引き続き新たな手法も含めた情報発信の方法を工夫していきます。

また、年代や属性、情報を入手する上での障害の有無など、情報の受け手側の立場に立った視点での情報提供に努め、誰でも必要なときに必要な情報が入手できるようなきめ細やかな情報提供の検討を行います。

併せて、より地域に密着した情報については、地域内における口コミや掲示板などの活用や、地域における情報発信の機会・場の提供など、地域内の情報共有を促進する取組についても検討していきます。



【情報の内容例】

- ・サービス
- ・イベントや講演会
- ・市政全般に関する情報

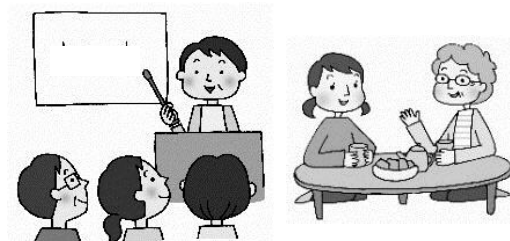
など



【情報の内容例】

- ・地域のイベントや活動
- ・地域の居場所
- ・地域ごとの細かな情報

など



第5章 施策の展開



第5章については、基本目標ごとの現状と課題を踏まえ、

- 施策の方向
- 地域で取り組めること
- 市が取り組むこと

について掲載しています。第5章の見方については下記のとおりとなります。

(1) 福祉教育・啓発の充実

施策の方向

福祉についての理解と関心を深めるとともに、地域の課題に地域で気づき、一人ひとりが主体的に考え行動するきっかけづくりとなるよう、福祉教育・啓発を充実します。

地域で取り組めること

例えば・・・

- ・ 隣近所や地域の中で、あいさつをし合える雰囲気をつくる。
- ・ 地域で助け合い支えあう輪が地域に広がる様に、声掛けしていく。
- ・ 地域の人の「困った」を、自分にも起こりうることだと認識する。

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

市が取り組むこと

学校における福祉教育や、生涯学習関係の講座等を通じた福祉に関する学習機会の充実を行います。

また、広報やホームページ、エフエム放送、各種行事などを活用し、福祉に関する啓発・広報活動を充実します。

■主な取組

①学校における福祉教育の充実	
学校教育における課外体験活動の推進	生活福祉課 教育指導課
人権教育の推進	教育指導課
②地域における福祉の学習機会の充実	
出前講座の実施	企画政策課
生涯学習推進施設での推進	社会教育課
福祉課題の理解を深めるための講座の開催	公民館
③福祉の啓発機会・場の充実	
地域福祉に関する普及啓発活動の実施	生活福祉課
高齢者福祉に関する普及啓発活動の実施	高齢者支援課
障害の理解を深める事業(障害者週間等事業)	障害福祉課

施策ごとの方向性について記載しています。

地域で取り組めることについて、「例えば…」として、アンケート調査や地区懇談会、計画策定・普及推進委員会等が出てきた意見等を要約し、記載しています。

下段は市民のみなさんが施策を身近に感じていただくためのスペースです。地域で取り組めることを書きこんでみてください。

市が取り組むことについて、その内容と主な取組の例、所管課を記載しています。

基本目標1 一人ひとりが活躍する地域づくり

現状と課題

近所付き合いの必要性は認識されている。
一方で、住民同士のつながりが弱くなってきている。また、ボランティアへの参加意向があっても実際の活動に結びついていない人も多くいる。



これまでの市の取組

- ・小学校での認知症サポーター教室の実施や、オリンピック・パラリンピック教育を通じた障害者理解の取組の実施など新たな福祉教育に取り組んできました。
- ・地域福祉コーディネーター事業、ささえあいネットワーク事業などを通じて、地域活動への参加促進につながる取組を実施してきました。

課題

<福祉に関する啓発が一層必要>

- ・近所付き合いについて、アンケートでは付き合いが必要であるという認識を約8割の人が持っていますが、約7割は顔を合わせればあいさつをする程度の簡易な付き合いとなっています。また、地区懇談会の中でも近所付き合いが弱くなっているとの意見が多く、地域の中のつながりは希薄化しています。市では学校での福祉教育等に取り組んでいますが、地域のつながりの中で住民同士がお互いに支えあうといった地域福祉に関する考え方などを啓発する機会・場については、一層の充実による啓発が必要です。

<ボランティア活動に参加したい人が取り組める支援が必要>

- ・アンケートではボランティア活動の参加意向が約4割あるにもかかわらず、実際に活動経験があるのは1割半ば程度と少なく、ボランティア活動の仲間がいないことや忙しくて今は取り組めないといった理由が多くなっています。一方地区懇談会の中では、活動自体が知られておらず参加できていないという意見も出ており、参加したい人が活動に取り組める支援が必要です。

(1) 福祉教育・啓発の充実

施策の方向

福祉についての理解と関心を深めるとともに、地域の課題に地域で気づき、一人ひとりが主体的に考え行動するきっかけづくりとなるよう、福祉教育・啓発を充実します。

地域で取り組めること



例えば・・・

- ・隣近所や地域の中で、あいさつをし合える雰囲気をつくる
- ・地域で助け合い支えあう輪が地域に広がる様に、声掛けしていく
- ・地域の人の「困った」を、自分にも起こりうることだと認識する

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

市が取り組むこと



学校における福祉教育や、生涯学習関係の講座等を通じた福祉に関する学習機会の充実を行います。

また、広報やホームページ、エフエム放送、各種行事などを活用し、福祉に関する啓発・広報活動を充実します。

■主な取組

①学校における福祉教育の充実	
学校教育における奉仕体験活動の推進	生活福祉課 教育指導課
人権教育の推進	教育指導課
②地域における福祉の学習機会の充実	
出前講座の実施	企画政策課
生涯学習推進指針の推進	社会教育課
福祉課題の理解を深めるための講座の開催	公民館
③福祉の啓発機会・場の充実	
地域福祉に関する普及啓発活動の実施	生活福祉課
高齢者福祉に関する普及啓発活動の実施	高齢者支援課
障害の理解を進める事業(障害者週間等事業)	障害福祉課

(2) 地域活動・ボランティア活動の参画促進

施策の方向

自分自身の住む身近な地域をよりよくするための活動や、多様な分野におけるボランティア活動等、市民一人ひとりが地域活動・ボランティア活動に参画しやすい環境づくりに努めます。



地域で取り組めること

例えば・・・

- ・ほっとネット推進員やささえあい協力員などの地域活動へ参加する・参加を勧める
- ・共通の困りごとや楽しいことなど、小さな集まりからはじめて活動につなげる
- ・ボランティアセンターに相談したり、地域活動ボランティア経験者に聞いてみる
- ・自治会・町内会がある地域は組織の活性化を行う。ない地域では新たな組織を検討する

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

市が取り組むこと



ほっとネット推進員などの制度や、自治会・町内会への加入促進、各種講座の開催など多様な取組により、地域活動への参画を促進します。

また、各分野におけるボランティアの養成講座の開催やボランティア活動の情報の周知により、ボランティア活動への参画を促進します。

■主な取組

①地域活動への参画促進	
ほっとネット推進員の発掘・育成 ふれあいのまちづくり事業への支援 地域の自主的な活動促進のための支援	生活福祉課
ささえあい訪問協力員登録の促進	高齢者支援課
自治会・町内会加入促進・啓発・支援 市民協働推進センター事業(ゆめこらぼ)の実施	協働コミュニティ課
地域活動推進の各種講座の開催	公民館
②ボランティア活動の参画促進	
ボランティア・市民活動センターへの支援 ファミリーサポートセンター事業の周知	生活福祉課 子ども家庭支援センター

(3) 専門的な人材の育成

施策の方向

市民個人の資格や職能、特技を發揮し、地域で活躍できるよう、専門的な人材を育成するとともに、ほっとネットの中心を担う地域福祉コーディネーターの一層の充実を図ります。

地域で取り組めること



例えば・・・

- ・地域の人材育成等の学習の機会を利用してみる
- ・専門的な職能や技術をもつ方を招き、地域行事に参加してもらい指導者として活躍してもらう
- ・子育てなどで仕事を離れている人材に呼びかけを行う

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

市が取り組むこと



地域の大学との連携による福祉実習生の受入や民生・児童委員向けの研修等により、福祉の専門的な人材の資質向上に向けた支援を行います。

また、ほっとネットの中心を担う地域福祉コーディネーターの一層の充実を図ります。

■主な取組

①福祉人材の確保・育成	
福祉実習生の受入	生活福祉課
くらしヘルパーの養成	高齢者支援課
②民生委員・児童委員への支援	
民生・児童委員に対する研修の実施	生活福祉課
③地域福祉コーディネーター事業の充実	
地域福祉コーディネーターの質と量の充実	生活福祉課

基本目標2 みんながつながりあう地域づくり

現状と課題

地域交流の拠点である地域活動拠点や居場所は増えつつある。

一方で、ニーズの多様化やそれらの場が知られていないことなどから、広報の在り方の検討やネットワークづくりが必要。



これまでの市の取組

- ・市民協働推進センター（ゆめこらぼ）での活動ノウハウなどの情報提供、機材やサロンスペースの貸出しなどの支援の取組が、登録団体数やホームページアクセス数の増加として現れています。
- ・サロンなどの交流や活動の場づくりの取組を支援しています。また、ふれあいのまちづくり事業の地域活動拠点については、空き家等を活用し、第3期計画期間中に3か所増えています。
- ・地域における連携体制の構築の取組として、自治会、地域団体・組織、企業、警察、消防などで構成する、地域協力ネットワークの設立と相談支援に取り組んでいます。これまでに、南部及び西部の地域協力ネットワークが新たに設立されています。

課題

<多様な交流の機会や場を増やすことが必要>

- ・アンケートでは、地域の中の課題として近所との交流が少ないことが約3割で最も多いほか、地区懇談会においては地域交流の機会や場が少ないことが多く課題として挙げられています。また、居場所へのニーズが多様化しているという指摘も出ており、多様な居場所を増やしていくことが必要です。

<交流の場の広報や利便性の向上が必要>

- ・一方、活動を行う場所の数は増えてきているものの、中にはそういった場が知られてないということや、公共施設の場合は活動対象が絞られており活用が十分にできていないという意見も出ており、場の広報や使いやすさの検討が必要です。

<多様な分野の連携が必要>

- ・団体・事業者調査では関係者や団体間の情報共有や横のつながりが少ないということも課題として挙がっており、福祉だけではなく様々な分野を含めたネットワークづくりが必要となっています。

(1) 地域における活動の促進

施策の方向

地域で活動していく上での相談や情報提供等により、ボランティア団体・NPO等の市民活動団体や社会福祉法人等の活動が充実するよう支援します。

地域で取り組めること



例えば・・・

- ・個人では、ボランティア団体やNPO法人等の団体の活動に参加する
- ・各種団体等は、チラシやSNS等多様な手段で活動をPRする
- ・社会福祉法人は、連絡会を通じた活動や各法人の取組を展開する

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

市が取り組むこと



活動を行う際のノウハウやNPO法人設立のための相談、各種情報提供、活動用機材の貸出し、サロンスペースの提供等により、ボランティア団体・NPO等の活動を支えます。

また、地域協議会を通じて地域の状況を伝えるなど、社会福祉法人による地域貢献の取組を促進します。

■主な取組

①ボランティア団体・NPO等の活動支援	
各種募金等が果たす地域福祉の推進に資する意義の啓発	生活福祉課
市民協働推進センター事業(ゆめこらぼ)の実施	協働コミュニティ課
②社会福祉法人の公益活動の促進	
地域協議会を通じた地域ニーズの情報提供	生活福祉課

(2) 交流の場・活動の場づくり

施策の方向

地域の中の交流を深める場や様々な活動団体の拠点となる活動の場について、既存の資源を有効活用しながら創出します。



地域で取り組めること

例えば・・・

- ・老若男女が集う地域交流イベントを増やす、参加したくなる内容となるよう工夫する
- ・自治会、子供会、老人会などの住民が交流・相談できる場をつくる
- ・居場所づくり等の取組について、立ち上げ方などの事例を共有する
- ・自宅開放などを含め、いつでも立ち寄れる居場所をつくる

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

市が取り組むこと



気軽に地域の人が集まり、交流をもてる場や、様々な市民ニーズに沿った利用がしやすい活動の場を確保します。

また、コミュニティ施設や公民館等の既存施設を活動拠点として有効活用し、地域活動を促進していきます。さらに、空き家等を活用した新たな拠点づくりを検討します。

■主な取組

①多様なニーズに合った場の確保	
交流の場・居場所づくりの支援	生活福祉課 高齢者支援課
学校施設開放の実施	社会教育課
②既存施設の活用と利便性の向上	
既存施設の活動拠点としての活用の検討	保育課 文化振興課 公民館 図書館
③福祉施設の地域開放	
各福祉施設の地域開放の検討・促進	高齢者支援課 障害福祉課 子ども家庭支援センター
④空き家等を活用した活動拠点の検討・発掘	
ふれあいのまちづくり事業への支援	生活福祉課
空き家対策・利活用の推進	住宅課

(3) 地域における連携体制づくり

施策の方向

地域福祉を市全体で推進していくために、ボランティア団体・NPOや事業者等の組織の連携や、関係機関、各種ネットワークなど、地域における連携体制を強化します。



地域で取り組めること

例えば・・・

- ・地域で活動されている方々の交流会を実施する
- ・いろいろな場や集まりに顔を出し、様々な地域組織や団体、機関とつながりを持つ
- ・団体や事業者同士の情報交換ができる場を設ける

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう!)

市が取り組むこと



ボランティア団体・NPO や事業者など、地域で活動する組織同士の情報共有・連携を促進するとともに、福祉の分野だけではなく、自治会・町内会・学校等、多様な分野とも連携を強化します。

■主な取組

①地域で活動する組織同士の情報共有・連携促進	
地域協議会を通じた情報提供	生活福祉課
市民協働推進センター(ゆめこらぼ)の運営を通じた連携促進	協働コミュニティ課
事業者等連絡会の開催	関係各課
②多様な分野の連携強化	
ほっとネットを通じた連携強化	生活福祉課
つながりづくりのためのしくみづくりの検討	
地域包括ケア推進協議会の実施	高齢者支援課
地域協力ネットワークへの支援	協働コミュニティ課
③地域包括ケアシステムの構築	
地域包括ケアシステム構築にむけた地域づくり	生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 子ども家庭支援センター
④ほっとするまちネットワークシステムの推進	
地域福祉コーディネーター事業の推進	生活福祉課

基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐしくみづくり

現状と課題

各分野における相談支援体制や総合的なサービス提供に向けた取組が進んでいる。

一方で、分野横断的な包括的な相談・支援体制や多様な生活課題をもつ人の把握が困難であり、支援につなぐしくみが必要。



これまでの市の取組

- ・高齢者分野の生活支援コーディネーター配置や、障害者分野の相談支援体制の整備など、各分野で総合的なサービス提供に向けた取組を進めています。
- ・地域福祉コーディネーターの相談受付の件数は増加傾向にあります。
- ・生活困窮者支援については新制度開始に伴い、平成27年度から相談や就労支援を実施しています。プラン作成数や就労者数は増加傾向にあります。

課題

<様々なニーズに対応できる相談支援体制>

- ・複合的な課題や様々なニーズが増加している中、各々に対応した相談・支援体制を整えている一方で、地区懇談会では、様々な制度や窓口が複雑で分かりづらいとの指摘が出ています。

<支援を必要とする人を把握し、支援につなぐしくみが必要>

- ・アンケートや地区懇談会、団体・事業者調査では、多様な生活課題をもつ人が地域の中に少なからずいる状況が見えてきています。しかし、地区懇談会や団体・事業者調査では、個人情報保護や本人の意識などからそのような人の把握が困難な状況が明らかになっています。

(1) 支援に結びつけるしくみづくり

施策の方向

支援が必要な人を地域の中で把握し支援へと結びつけていくとともに、公的なサービスだけでなく地域における各種支援も活用するなど、総合的に調整を図ります。

地域で取り組めること



例えば・・・

- ・元気なうちからつながりをつくっておく
- ・困っている人に気付いたら、ちょっとしたことでも声かけを行う
- ・孤立している人には、地域の居場所やサロンの情報を伝える

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

市が取り組むこと



地域で孤立している人や、何らかの支援が必要であるにもかかわらず結びついていない人に地域で気づき、気づいた人が声をあげやすい環境やしきみをほっとネット等を通じて強化します。

また、支援に結びついていない人を専門機関へつなぎ、公的サービスとそれ以外の地域での支援を組み合わせる総合的に調整する体制を充実します。

■主な取組

①地域で孤立している人や支援に結びついていない人の把握や、見守りへの支援	
地域福祉コーディネーターとほっとネット推進員との連携 民生・児童委員による地域の見守り 包括的な相談支援体制の検討	生活福祉課
ささえあいネットワーク事業の実施 相談支援事業の実施	一般介護予防事業の実施 高齢者支援課 障害福祉課
②専門機関へつなぎ、総合的な調整をする体制の充実	
地域福祉コーディネーターによる相談支援の実施 生活サポート相談窓口による相談体制の充実 包括的な相談支援体制の検討	生活福祉課
地域包括支援センターによる相談支援体制の充実 相談支援事業の実施	高齢者支援課 障害福祉課
子ども家庭支援センター「のどか」での相談支援の充実	子ども家庭支援センター

(2) 多様な生活課題への対応

施策の方向

虐待や暴力の防止、自殺や生活困窮者などへの対策、犯罪や非行からの立ち直り支援など、地域における多様な生活課題の解決に向けて取り組めます。



地域で取り組めること

例えば・・・

- ・外国人の方に料理や言葉の教室を主催して頂くなど、交流の機会を持つ
- ・地域の中で、子ども食堂を実施する
- ・隣近所などで虐待やDVが疑われる家庭があった場合は通報する

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

市が取り組むこと



被害にあいやすい高齢者・障害者・子ども・女性等の各分野における虐待や、DV等の暴力を防止するための対策を充実するほか、地域の中での見守り等による自殺防止（生きる支援）対策を充実するなど、命に関わる支援を行います。

また、生活困窮者への支援は新規支援の検討を行うほか、新たに犯罪や非行を防止し立ち直りを支える支援についても検討します。

■主な取組

①虐待や暴力防止対策の充実		
地域包括支援センターによる相談対応		高齢者支援課
虐待防止センター等の実施		障害福祉課
子ども家庭支援センター「のどか」での相談支援の充実		子ども家庭支援センター
女性に対する暴力をなくす運動		協働コミュニティ課
男女平等推進センター「パリティ」の相談支援		
②自殺対策の充実		
ゲートキーパー研修の実施	自殺防止（生きる支援）対策の啓発	健康課
からだと心の健康相談		
③外国籍市民の社会参加の促進		
多言語による情報提供「西東京市くらしの情報」	外国人のためのルー専門家相談会の実施	文化振興課
多言語版生活情報誌の作成		
外国人のための日本語講座の開催	子ども向け多文化共生講座の開催	公民館
④生活困窮者への支援		
生活困窮者自立支援事業（ひきこもり・ニート対策事業・教育支援等）の推進		生活福祉課
生活サポート相談窓口での相談体制の充実		
⑤犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える支援		
更生保護活動への支援	社会を明るくする運動への参加	生活福祉課

(3) 権利を擁護するしくみづくり

施策の方向

適切なサービス提供・利用が進むよう、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度の普及・活用など、権利を擁護するしくみの普及と活用を進めます。

地域で取り組めること



例えば・・・

- ・「あんしん西東京」等の相談窓口の情報を地域で共有する
- ・日常生活自立支援事業などの権利を守る制度を学ぶ
- ・記憶や判断能力が心配な方がいたら、相談先へつなげる
- ・書類の手续や銀行等の払い出しに困っている人がいたらサービスにつなげる

（地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！）

市が取り組むこと



認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な人が適正にサービスを利用できるよう、権利擁護センター「あんしん西東京」を中心に、日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）や成年後見制度の普及と活用を進めます。

■主な取組

①判断能力が不十分な方への支援	
権利擁護センター「あんしん西東京」での相談支援	生活福祉課
②成年後見制度の普及と活用	
成年後見制度の啓発と利用の促進	生活福祉課

基本目標 4 サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり

現状と課題

情報発信・サービスの質の向上に継続的に努めている。

一方で、市民からは「わかりやすい」情報提供を求める声も多く、引き続き「受け手側」目線での情報発信の工夫が必要。



これまでの市の取組

- ・ウェブアクセシビリティに配慮したホームページリニューアルを行ったほか、更新通知アプリを導入するなど、ウェブ上での情報提供のわかりやすさの向上に取り組んでいます。
- ・地域福祉コーディネーター、地域包括支援センター、子ども家庭支援センターなど、各分野における相談体制の整備に取り組んできました。それぞれの機関における相談件数は概ね横ばいか増加傾向となっています。
- ・福祉サービス第三者評価制度の普及啓発、各分野での事業者連絡会等の設置などサービスの質の向上のための取組を実施しています。

課題

<市民が必要とする情報を得やすい情報発信の工夫が必要>

- ・情報発信については、アンケートでは地域福祉推進のための優先施策として、わかりやすい情報の提供が4割弱で最多回答となっています。また、地区懇談会でもわかりやすい情報提供が課題との声が特に多く挙げられており、「受け手側」の情報の得やすさを一層工夫する必要があります。

<相談しやすい体制の整備が必要>

- ・地区懇談会では、相談先がわからないとの意見も多くでており、相談しやすい体制の整備と、相談先の広報が必要です。

<多様な福祉サービス提供事業者の育成が必要>

- ・多様な福祉サービス提供事業者の育成については、十分な取組が行えていない分野があります。

(1) 情報提供の充実

施策の方向

地域における様々な活動等や、サービスや各種支援に関する情報を地域の中で共有できるしくみを整えるとともに、市民に伝わりやすい情報発信方法を工夫します。

地域で取り組めること



例えば・・・

- ・犬の散歩やサロンなど、地域の人が集まる場で情報を集める
- ・知っている情報や入手した情報を困っている人に伝えてあげる
- ・SNS等インターネットを利用した地域情報を発信する
- ・地域のサロンやボランティア同士の情報交換会を開催する

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

市が取り組むこと



市報やホームページのほか、各分野で作成する冊子など多様な媒体を用い、市民に必要な情報が伝わるような情報発信方法を工夫します。

また、障害者の方など情報取得が困難な方が情報を入手しやすくなるよう、音声による市報や、音声コードによる各種パンフレットの作成などを行います。

■主な取組

①市民に伝わる情報提供体制の充実	
制度・サービスに関する周知・説明のパンフレット等の作成・改訂	関係各課
既存の情報提供手段の改善	
身近な地域における情報発信の検討	生活福祉課
②情報取得が困難な方への配慮	
音声による市報での情報提供	ホームページの管理・運営
エフエム放送での情報提供	秘書広報課
手話通訳者の設置、要約筆記者の派遣等	障害福祉課

(2) 相談支援体制の充実

施策の方向

日常生活の中で困りごとが生じたときに、身近な地域から専門職まで、様々な相談体制を充実し、多様な媒体・手段による対象者ごとのきめ細かい相談に応じます。



地域で取り組めること

例えば・・・

- ・民生委員や近所付き合いの中で相談しやすい人などに相談する
- ・サロンや食事会等の集まる機会をつくり、相談相手になる
- ・気軽に何でも相談できる、出入りしやすい場所をつくる

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

市が取り組むこと



民生・児童委員や、地域福祉コーディネーターなど身近な地域での相談体制を充実します。

また、対象者ごとのきめ細かい相談について、各分野の専門職が応じるとともに、電子メールや電話、ファックスなど多様な媒体を利用した相談を可能な範囲で活用していきます。

■主な取組

①身近な地域での相談体制の整備・充実		
ほっとネットによる相談体制	民生・児童委員による相談体制	生活福祉課
地域包括支援センターにおける相談		高齢者支援課
地域子育て支援センターにおける相談の実施		保育課
②対象者ごとのきめ細かい相談の充実		
在宅介護支援事業	包括的支援事業	高齢者支援課
相談支援事業の実施		障害福祉課
ひいらぎにおける子育て相談、各通所グループ、個別療育における相談体制の充実		健康課
ひとり親家庭の自立に向けた支援		子育て支援課
子ども家庭支援センター「のどか」での子どもや子育て世帯に関する総合相談の実施		子ども家庭支援センター
女性相談「女性の悩み何でも相談」		協働コミュニティ課
教育相談・就学相談の実施		教育支援課
③多様な媒体・手段による相談の充実		
電話、電子メール等による多様な手段による相談の実施		関係各課
包括的な相談支援体制の検討		生活福祉課
地域子育て支援センターによる子育て支援情報の周知		保育課
関係機関のネットワーク強化を目指したシステム導入の検討		子ども家庭支援センター

(3) サービスの質の向上

施策の方向

福祉サービス第三者評価システムの受審促進や適切な苦情の解決により各事業者のサービスの質の向上を図るとともに、多様な福祉サービス提供事業者の育成に取り組めます。



地域で取り組めること

例えば・・・

- ・市や事業所の相談窓口を有効に活用する
- ・自らに適したサービスを選べるように情報を集める
- ・事業者・行政のサービスについて出前講座を利用し学ぶ

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

市が取り組むこと



市内でサービスを提供している事業者に福祉サービス第三者評価の受審を奨励するほか、福祉サービスの苦情に対して、苦情相談窓口等による苦情解決を行い、サービスの質の確保に努めます。

また、民間事業者や NPO 法人など多様な福祉サービス提供事業者の育成や、新たに共生型サービス導入の検討を進めます。

■主な取組

①福祉人材の確保・育成	
福祉サービス第三者評価制度の普及啓発・受審勧奨	生活福祉課
介護保険連絡協議会分科会での情報提供	高齢者支援課
市内障害関係事業所連絡会での情報提供	障害福祉課
基幹型ブロック会議の開催等	保育課
②苦情解決システムの充実	
権利擁護センター「あんしん西東京」での福祉サービスに関する苦情受付 保健福祉サービス苦情調整委員会の運営	生活福祉課
③多様な福祉サービス提供事業者の育成	
介護保険連絡協議会分科会での情報提供	高齢者支援課
障害関係事業所連絡会での情報提供	障害福祉課
公立保育園の民設民営化の推進	保育課
④共生型サービスの検討	
共生型サービスの検討	高齢者支援課
介護事業と障害福祉サービス事業の連携の推進	障害福祉課

基本目標5

災害や犯罪を防ぐ環境づくり

現状と課題

地域の防災力を高める取組や、災害時における避難体制の確保に取り組んでいる。

一方で、緊急時どうしたらよいかわからないという意見が多くあり、市民にとって非常時にどのように動くかの認識の共有が必要です。



これまでの市の取組

- 自主的な防災活動を行っている防災市民組織登録数は増加しているほか、各種訓練やリーダー養成講座、防災講習会の実施等を通じ、地域で防災を担う人材の育成を支援しています。
- 福祉避難施設は市内 29 か所あり、危機管理訓練としてワークショップを開催しています。また、避難施設の案内板について、外国人の方にもわかる案内用図記号（ピクトグラム）を採用した整備を進めているほか、平成 29 年度には外国人市民を交えた防災講座を実施しました。
- 市報への防犯啓発記事の掲載や防災無線での防犯啓発放送などを行ったほか、こども 110 番ピーポくんの家が増加、通学路への防犯カメラの全校設置を完了するなど取組が進んでいます。
- 振り込め詐欺などの特殊詐欺の対策として、被害を受けるおそれのある高齢者へ、被害防止効果のある自動通話録音機の配布を行い、被害防止対策を進めました。

課題

<地域ぐるみの防災・防犯の取組の推進が必要>

- アンケート調査では、地域の中での課題として「緊急時にどうしたらよいかわからない」が上位にあげられているほか、市が優先して取り組むべき施策でも防災・防犯が上位にあげられており、防災・防犯への不安は多くの方が持っています。また、地区懇談会では、災害時の対応方法が分からないといった意見も出ており、地域ごとの避難訓練など、非常時にどのように動くかの共有が必要です。

<災害時に地域の中で支援を行える体制づくりが必要>

- 避難行動要支援者ごとの避難計画である個別計画書は未策定者がいるため、避難支援協力者を確保し、個別計画書を策定することが課題となっています。

(1) 防災対策の充実

施策の方向

身近な地域における防災訓練等の取組を進めるとともに、災害時に支援が必要な方の把握や安全確保策の推進など防災対策を充実します。

地域で取り組めること



例えば・・・

- ・避難所を決めたりルート確認をしたり、災害時対応ルールをつくる
- ・1人でも多くの人に参加できるように、防災訓練やイベントを企画する
- ・避難所運営ゲームの実施など、地域で防災について話し合う

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

市が取り組むこと



防災訓練や学校避難所運営協議会等の取組を地域のつながりを深めながら推進し、災害時にも助け合えるようなコミュニティづくりを平常時から進めます。

また、高齢者や障害者、妊産婦・乳幼児、外国籍市民など災害時に支援が必要な方について把握と安全確保策について進めるほか、福祉施設との協定推進など福祉施設等における安全対策を進めます。

■主な取組

①地域防災力の強化	
自主防災組織活動への支援 総合防災訓練の実施	危機管理室
市立学校の避難所運営協議会への支援	危機管理室 教育企画課
防災・減災に関する講座の実施	公民館
②災害時に支援が必要な方の把握と安全確保策の推進	
福祉避難所の設置	危機管理室
災害時要援護者登録事業	危機管理室 高齢者支援課 障害福祉課
母子健康手帳や母子カードの情報を活用した情報連絡体制の検討	健康課
総合防災訓練(外国人住民避難訓練)の実施	文化振興課
③福祉施設等における安全対策	
福祉施設との協定推進	防災講話等の啓発事業の実施
防犯訓練、応急救命講習会等の実施	危機管理室 障害福祉課

(2) 防犯対策の充実

施策の方向

学校や地域と連携した防犯体制を強化するとともに、安全・安心いーなメールや啓発冊子などを活用し啓発を行うなど、防犯対策や消費者相談を充実します。



地域で取り組めること

例えば・・・

- ・安全安心いーなメールを登録する
- ・地域ごとに防犯活動を行う
- ・振り込め詐欺に対する意識付けを、隣近所で声掛けし合う

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

市が取り組むこと



スクールガードリーダーや防犯活動団体など、学校や地域と連携した見守り・防犯体制を強化するほか、安全・安心いーなメールや防災行政無線での啓発・防犯情報の発信などの防犯対策を充実します。

また、振り込め詐欺等の特殊詐欺や消費者被害にあわないよう、消費生活相談窓口における相談体制を充実します。

■主な取組

①学校や地域による防犯体制の強化		
青色パトロールの実施	防犯マップ作り指導	危機管理室
子ども110番ピーポ君の家の活動への協力・支援		児童青少年課
保護者・地域等による子どもたちの見守り活動の支援		教育企画課
安全教育の充実		教育指導課
②防犯対策の充実		
防災行政無線での防犯啓発放送	警察及び防犯協会等との連携事業	危機管理室
安全安心いーなメールの配信		危機管理室
危機管理室、教育委員会等からの不審者情報の発信		子育て支援課
		保育課
		児童青少年課
		教育指導課
③消費者相談の充実		
消費生活相談事業の充実		協働コミュニティ課

基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり

現状と課題

駅のバリアフリー化や公共交通空白・不便地域の解消のため、はなバスを運行している。

一方で、公共交通空白・不便地域は依然としてあり、ハード・ソフト両面でのしくみづくりが必要。



これまでの市の取組

- ・鉄道事業者と連携し、駅及び駅周辺のバリアフリー化に取り組んできました。
- ・道路が狭く、はなバスが運行できない公共交通空白地域や不便地域における移動支援のあり方について、地元住民や事業者で構成する勉強会を行うなど、検討を進めています。
- ・障害のある人の就労環境については、障害のある人に対しては、障害者就労支援センター・一歩での一般就労実績は増加傾向にあるほか、毎年度職場開拓を進めています。
- ・生活困窮者の方を対象に、就労やその他の自立に関する相談・支援・支援プランの作成などを行う、生活サポート相談窓口を開設し、支援を行っています。

課題

<公共交通空白・不便地域の解消が必要>

- ・アンケートでは、地域によって買い物へ行くのに不便を感じているとの回答が高いほか、地区懇談会でも公共交通機関等の便が悪く、買い物や病院に行く際に不便であるという意見が出ています。交通の便の悪さは地域によってはばらつきがあり、全ての公共交通空白・不便地域の解消には至っていない状況です。

<移動制約者が安心して暮らせるしくみづくりが必要>

- ・地区懇談会や団体・事業者調査ではちょっとした移動も大変な人が増えてきているとの意見が出ています。今後も移動制約者などが増えていく中で、ハード面だけでなく、地域の中での助け合いで解決していく上でのソフト面でのしくみづくりが必要です。

<困難を抱える人の就労環境の整備が必要>

- ・生活サポートの相談件数は増加しており、就労に困難を抱える人が一定程度いることが伺え、引き続き就労支援が必要です。

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

施策の方向

心のバリアフリーを推進するとともに、情報や施設等を誰もが利用しやすいように、ユニバーサルデザインの普及・啓発を行うなど、人にやさしいまちづくりを推進します。



地域で取り組めること

例えば・・・

- ・勉強会などを通じて理解を深める
- ・地域に住む外国籍の方々と交流会を催し、意見交換する
- ・障害を持つ人やその家族を囲み、当事者の話を聞いて心のバリアフリーづくりに取り組む
- ・災害訓練には、多様な人々（障害者、外国籍、幼児連れ、高齢者等）に参加してもらい、人にやさしいとは何かを認識してもらう

（地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！）

市が取り組むこと



様々な心身の特性や考え方を持つ人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合えるよう、学校や地域の講座等で心のバリアフリーを推進します。また、人にやさしいまちづくり条例に基づき、公共交通機関、道路、建築物や、公園、路外駐車場を含め既存施設のバリアフリー化を進めます。

■主な取組

①心のバリアフリーの推進		
障害者週間等での啓発活動		障害福祉課
多様な考え方に対する教育の推進		教育指導課
まちづくり講座	障害を理解する講座	公民館
地域課題を考える講座	現代社会を考える講座	
多文化共生講座		
②ユニバーサルデザインのまちづくり		
誰もが使いやすい公園の整備		みどり公園課
道路建設におけるユニバーサルデザインへの配慮		道路建設課

(2) 移動手段の確保

施策の方向

日常生活に支障が出ないよう、安全な歩道の整備・保全、公共交通の空白・不便地域の解消、移動制約者の外出支援など、移動手段の確保に取り組みます。

地域で取り組めること



例えば・・・

- ・移動サービスの情報を地域の中で共有する
- ・住民ボランティアで運転や移動販売、買い物ツアーなどを行う
- ・施設と協力して移動ボランティアを運営する

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

市が取り組むこと



誰もが安全に移動できる歩道の整備・保全やコミュニティバス「はなバス」の運行等により公共交通の空白・不便地域の解消に努めます。

また、高齢者・障害者だけでなく、妊婦・ベビーカーを押す人なども含めた移動制約者への支援を充実します。

■主な取組

①快適な道路空間の創出		
歩車道分離による道路整備		道路建設課
放置自転車対策	不法看板の一齐撤去	道路管理課
②公共交通空白・不便地域の解消		
はなバスルート見直しの実施	移動支援のあり方の検討	都市計画課
③移動制約者の外出支援		
高齢者等外出支援サービス事業		高齢者支援課
ハンディキャブ・けやき号の運行	障害者移送サービス事業等の充実	障害福祉課

(3) 就労に困難を抱える人の就労支援

施策の方向

就労に困難を抱える人について、各種機関等との連携や各種制度により、就労環境の整備を充実します。



地域で取り組めること

例えば・・・

- ・シルバー人材センターを活用する
- ・障害者の方のつくった製品等を積極的に購入するようにする

(地域の皆さんで考えて、書き込んでみましょう！)

市が取り組むこと



高齢者・障害者・ひとり親家庭等の中で、就労に困難を抱える人について、生活サポート相談窓口やハローワークをはじめ、各種機関や制度により、就労支援を充実します。

■主な取組

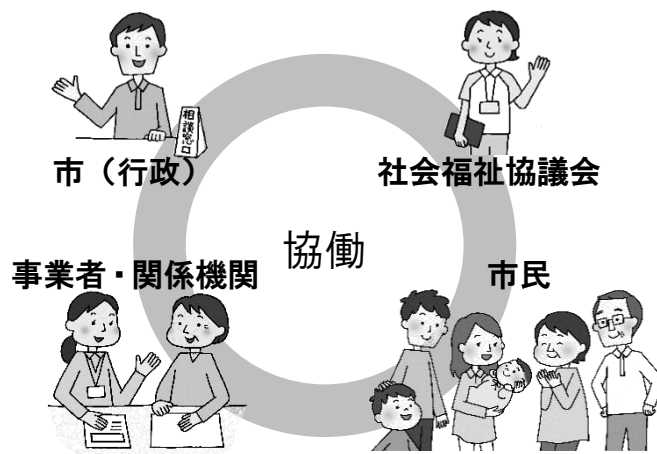
①高齢者の就労支援	
シルバー人材センターへの支援	生活福祉課
②障害者の就労支援	
障害者就労支援事業の実施	障害福祉課
③ひとり親家庭の就労支援	
ひとり親に対する就業相談の実施 高等職業訓練促進給付金の支給	自立支援教育訓練給付金の支給 子育て支援課
④関係機関との連携	
生活サポート相談窓口と関係機関との連携	生活福祉課
ハローワーク及び東京しごとセンターと連携した就労情報の提供	産業振興課

第6章 計画を推進するために



1 協働による計画の推進

本計画を推進していくためには、市（行政）・社会福祉協議会・事業者・関係機関・市民等の協働が欠かせません。それぞれが専門性を生かし、主体性を持ちながら、包括的に取り組むことが重要です。



（1）市（行政）

市は、本計画に書かれている施策を総合的に実施し、地域福祉の推進に努めることが求められます。

特に、本計画は地域という視点で多様な分野を横断的につなげる役割を担っています。地域福祉庁内推進委員会を通じて庁内関係部署の連携を深めるなど、福祉以外の様々な分野とも連携し、包括的に地域福祉を推進するよう努めていきます。

（2）社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域における福祉関係者や関係機関、団体等と連携し、地域の連帯と支援の輪を広げていくという重要な役割を果たしていくことが期待されています。

特に、本計画と社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」は、西東京市における地域福祉の実現という点では同じ方向性で進めており、「地域共生社会」の実現に向けた連携をより一層深めていきます。

(3) 事業者・関係機関

福祉サービス事業者や地域包括支援センターなどの関係機関は、サービスの提供者・協力者として、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、地域や他の事業者、関係機関との連携に取り組むことが求められています。

中でも、社会福祉法人については、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応できる公益性の高い非営利法人として、地域における公益的な取組の実践を地域と連携して実施していくことが期待されます。

(4) 市民

市民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域で起こる問題を我が事として捉え、地域の中で解決するためには何ができるかを考え、実際の行動に移していくことが期待されています。

本計画の、第5章「地域で取り組めること」は、個人や地域の皆さんで話し合い書き込んでいただくことができるよう、ワークブックの形式となっています。具体的にどのような役割を担っていくのかを、計画を活用しながら考えていただきたいと思います。

2 計画の評価と進行管理

(1) 評価指標の設定

計画の進捗状況を定期的・客観的に点検・評価し、その後の進捗に活かしていくため、基本目標ごとに指標と目標値を設定しました。

項目	現状値 (平成 29 年度)	目標値 (2023 年度)
基本目標1 一人ひとりが活躍する地域づくり		
地域におけるボランティアの実施 ・学校教育におけるボランティア講座の実施回数 ・地域におけるボランティア体験活動参加者数	20 回 161 名	検討中
自治会・町内会数、加入世帯数 (平成 24 年度を 100 とした場合の指数)	確認中	検討中
市民アンケート【あなたは、今後、福祉に関するボランティアに参加したいとお考えですか。】という設問において「積極的に参加したい・(できるだけ参加したい)」と回答した人の割合	2.0% (39.7%)	検討中
基本目標2 みんながつながりあう地域づくり		
ふれあいのまちづくり事業における地域活動拠点の利用登録団体、延べ利用者数、延べ利用回数	83 団体 15,267 人 3,424 回	検討中
地域協力ネットワークの設立数、参加団体数	2 圏域 確認中	検討中
市民アンケート【現在、あなたの住んでいる地域の中で課題に感じることは何ですか。】という設問において「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」と回答した人の割合	14.2%	検討中
基本目標3 社会的孤立を防ぎ必要な支援へつなぐしくみづくり		
地域福祉コーディネーター相談件数	1,059 件	検討中
女性相談件数	493 件	検討中
権利擁護センター「あんしん西東京」での相談件数	945 件	検討中
基本目標4 サービス内容の充実・向上のためのしくみづくり		
地域包括支援センター相談・対応件数	30,729 件	検討中
福祉サービス第三者評価の受審件数	26 件	検討中
基本目標5 災害や犯罪を防ぐ環境づくり		
防災市民組織の数	97 団体	検討中
市民アンケート【日頃から地域の防災訓練に参加していますか】という設問において「参加している」と回答した人の割合	12.2%	検討中
消費者生活相談件数	1,161 件	検討中
基本目標6 誰もが快適に暮らせる環境づくり		
はなバスの年間乗員人員	1,275,337 人	検討中
就労支援プラン作成者数	89 人	検討中



1 地域福祉計画策定・普及推進委員会設置要綱及び委員名簿

地域福祉計画策定・普及推進委員会設置要綱

第1 設置

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する、西東京市における地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定並びに地域福祉計画に基づく地域福祉の普及及び推進を図ることを目的として西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事項について討議、提言等を行う。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画に基づく地域福祉の普及及び推進に関すること。
- (3) 社会福祉法人が取り組む地域公益事業の内容及び地域の課題やニーズに関すること。
- (4) その他地域福祉計画に関し市長が必要と認めること。

第3 組織

委員会は、12人以内の委員をもって構成し、次に掲げるもののうちから、市長が依頼する。

- (1) 保健、福祉及び医療に関する機関が推薦する者 6人以内
- (2) 学識経験者 2人以内
- (3) NPO、ボランティア団体等が推薦する者 2人以内
- (4) 公募による市民 2人以内

第4 任期

委員の任期は、市長が依頼した日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 構成

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第7 分科会

委員長は、所掌事項に係る専門事項の調査及び研究をさせるため必要と認めるときは、分科会を設置することができる。

2 前項の分科会の組織、運営等については、委員長が別に定める。

第8 関係者の出席

委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第9 謝金

委員会又は分科会の委員が会議に出席したときは、謝金を支給する。ただし、委員会及び分科会が同日に開催した場合、委員会及び分科会の委員を兼ねる者については、1回分の謝金を支給する。

第10 庶務

委員会及び分科会の庶務は、健康福祉部生活福祉課において処理する。

第11 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

委員名簿

選出区分	氏名	所属等	備考
保健、福祉 及び医療に 関する機関 が推薦する 者	新井 英人	東京都多摩小平保健所企画調整課 長	平成 30 年3月 31 日まで
	井上 愛子		平成 30 年4月1日から 平成 30 年5月 26 日まで
	滝沢 文彦	東京消防庁西東京消防署警防課長	
	篠宮 武男	民生委員児童委員協議会第1地区会 長	
	小平 勝一	社会福祉法人西東京市社会福祉協 議会福祉活動推進課長	平成 30 年3月 31 日まで
	妻屋 良男		平成 30 年4月1日から
	中野 明子	特定医療法人社団薫風会山田病院 医療連携・相談室	
	中村 眞弓	西原町地域包括支援センター	
学識経験者	熊田 博喜	武蔵野大学人間科学部教授	委員長
	伊藤 正子	法政大学現代福祉学部教授	副委員長
NPO、ボラン ティア団体が 推薦する者	渡辺 美恵	特定非営利活動法人生活企画ジェフ リー理事長	
公募による市 民	櫻井 美佳		
	小野 修平		

2 策定経過

年度	月 日	内 容
平成 29 年度	4 月 25 日	平成 29 年度第 1 回計画策定・普及推進委員会
	10 月 11 日	平成 29 年度第 2 回計画策定・普及推進委員会
	11 月 6 日～ 11 月 27 日	アンケート調査
	1 月 16 日～ 2 月 2 日	地区懇談会
	1 月 23 日	平成 29 年度第 3 回計画策定・普及推進委員会
	2 月 16 日	地区懇談会発表会
	平成 30 年度	4 月 17 日
5 月 7 日～ 5 月 25 日		団体・事業者調査アンケート調査
5 月 29 日		平成 30 年度第 2 回計画策定・普及推進委員会
6 月 18 日～ 6 月 22 日		団体・事業者調査ヒアリング調査
7 月 5 日		平成 30 年度第 1 回庁内推進委員会
7 月 17 日		平成 30 年度第 3 回計画策定・普及推進委員会
8 月 21 日		平成 30 年度第 4 回計画策定・普及推進委員会
10 月 16 日		平成 30 年度第 5 回計画策定・普及推進委員会
11 月 12 日		平成 30 年度第 2 回庁内推進委員会
11 月 13 日		平成 30 年度第 6 回計画策定・普及推進委員会
12 月 4 日		平成 30 年度第 7 回計画策定・普及推進委員会
		パブリックコメント
		市民説明会
		平成 30 年度第 7 回計画策定・普及推進委員会

3 用語解説

あ行

あんしん西東京：市内に住む、精神障害者、知的障害者、身体障害者、高齢者等を対象に、福祉サービスの利用援助、成年後見制度の手続き支援を行い、年齢を重ねても、障害があっても、住み慣れた地域で自立した生活が送れるように支援する機関。

安全・安心いーなメール（西東京市緊急メール配信サービス）：市内の防災・防犯に関する情報を携帯電話やパソコンにメールでお届けする、「緊急メール配信サービス」のこと。

NPO：ボランティア団体や市民団体等、民間の営利を目的としない団体（Non Profit Organization）の総称。特定非営利活動促進法（通称：NPO 法）に基づき、「特定非営利活動法人」という法人格を得て活動している。

か行

ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

「健康」応援都市：将来にわたって「住み続けたいまち」、「住みたいまち」として選択され続けるために、市民一人ひとりのこころやからだの健康はもとより、社会や経済、居住や教育といった生活環境も健康水準を向上させるための要素と捉え、まち全体の「健康」を達成するための取組。

子ども110番ピーポ君の家：子どもが不審者などにより被害を受けたり、身の危険を感じて助けを求めたときに保護し、状況によっては110番通報していただくもの。

コミュニティバス「はなバス」：既存のバスサービスではカバーしきれないニーズに対応する新たなバスシステムで、公共交通空白地域を中心に運行するもの。

さ行

災害時要援護者：災害時の避難に支援が必要な方々のこと。西東京市においては下記の人が該当する。

- 1：65歳以上の高齢者で、ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯に属する方
- 2：介護保険の要介護認定を受けている方
- 3：心身等に障害がある方
- 4：難病（国都の難病等医療費助成認定）の方

ささえあいネットワーク・ささえあい訪問協力員：高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、地域の住民（ささえあい協力員）、事業所（ささえあい協力団体）、民生委員や地域包括支援センター及び市（高齢者支援課）が相互に連携し合うしくみ。ささえあい協力員及び協力団体は日頃の生活や業務の中で可能な範囲で見守り活動を行い、見守りの中で異変に気付いたら関係機関へつなぐ。ささえあい訪問協力員は、ささえあい訪問サービスの利用者宅を訪問して玄関先でお話しをうかがったり、新聞受けや郵便受け、照明の点灯などから定期的に安否の確認を行う。

サロン：地域の中で仲間づくりや異世代交流等を目的とした、地域住民が運営するふれあいの場のこと。地域の福祉的な課題の発見や地域活動の組織化、福祉教育の場等へ広がる可能性ももった活動。

市民協働推進センター（ゆめこらぼ）：市民活動や協働によるまちづくりの拠点として、NPO や市民活動を幅広くサポートし、様々な協働の形を生み出していくための施設。

社会的孤立：家族や地域社会との交流が客観的にみて著しく乏しい状態。

社会福祉協議会：「支えあい、ふれあいのあるまちづくり」を目標として、市民の皆さんや関係者の方々の理解と協力を得ながら地域福祉活動を積極的に推進する、社会福祉法に基づいた民間の福祉団体。

【参考】社会福祉法

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

シルバー人材センター：法律に基づく公益法人で、概ね 60 歳以上の高齢者を会員とし、健康でかつ働くことにより生きがいを見出しながら、地域社会の一員として貢献するための新しい生活環境を会員とともに作り上げている。

スクールガードリーダー：警察官 OB 等に委嘱し、学校の防犯体制及び学校安全ボランティア（スクールガード）の活動に対して専門的な指導を行う者のこと。

生活困窮者：現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。

制度の狭間：既存の制度からは抜け落ちてしまう問題を抱えていること。

成年後見制度：認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な人の自己決定の尊重と本人の保護の調和を図り、権利を守る制度。「法定後見制度」は、家庭裁判所で選任した成年後見人などがこれらの人の意思を尊重し、その人らしい生活のために、その人に代わって財産管理や身上監護などを行う。その他、判断能力が不十分になった場合に備えて、財産管理や身上監護等を自分の信頼する人に希望どおりに行ってもらえるよう、あらかじめ契約しておくことができる「任意後見制度」もある。

ソーシャルネットワーキングサービス (SNS)：Social(社会的)な Network(組織)を築くサービスで、参加者がネット上で互いに情報交換したりコミュニケーションをとる事ができる。

た行

地域協カネットワーク：地域で活動している様々な団体や市民が連携・協力し、まちづくりのために活動するネットワークのこと。

地域福祉：支援する人も支援される人も、地域で一人ひとりがその人らしい生活を送れるよう、行政や関係機関・団体、サービス提供事業者、市民等が協力して「暮らしやすい地域づくり」を進めること。

地域福祉コーディネーター：地域の課題や困りごとを地域の皆さんと一緒に解決する調整役のことで、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格をもち、地域福祉活動に従事した経験をもつ専門家が担当している。

地域包括支援センター：予防重視型システムの構築に向けて、公正・中立な立場から「総合相談支援事業」、「介護予防ケアマネジメント事業」、「包括的・継続的マネジメント事業」、「高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業」の4つの基本的な機能を持つ総合的マネジメントを担う中核機関

として、設置されている機関。地域包括支援センターには、保健師・経験のある看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士を配置し、専門職の協働による業務を展開する。設置・運営に関しては、中立性の確保、人材確保支援等の観点から「地域包括支援センター運営協議会」が関わることになっている。

ドメスティックバイオレンス (DV)：英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもので、略して「DV」と呼ばれることもある。一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

な行

日常生活圏域：高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で設定している、地域の分け方のこと。西東京市では、福祉サービスの提供や支え合い活動の取り組み、しくみづくりを効果的に展開していくために、行政区域や社会資源等の配置を総合的に勘案し、一定規模を有する4地区（中部・南部・西部・北東部）を日常生活圏域として設定している。ただし、ほっとネットの日常生活圏域は、小学校通学区域（小域福祉圏）を単位として設定しており、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画上の日常生活圏域とは一致していない地域がある。

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）：福祉サービスが契約による利用制度に移行することに伴い、自己決定能力が低下した人のサービス利用を支援するために、成年後見制度の補完として設けられた制度。社会福祉協議会等に属する専門員が利用者の「支援計画」を策定し、生活支援員が利用者との契約に基づいて福祉サービスの利用に際しての情報提供や助言を行ったり、申込手続き・利用料支払いの代行、苦情処理の援助などを行う。この他、利用者の状況に応じて日常の金銭管理等も行う。事業発足当初の名称である「地域福祉権利擁護事業」を併記することが多い。

は行

バリアフリー：バリア（障壁）をフリー（解消）にすることで、高齢者・障害者などの人々が生活しやすい環境に整備しようという考え。バリアには、段差などの具体的な障壁だけでなく、制度や差別意識など幅広い概念を含む。

ファミリー・サポート・センター：地域での子育て支援を目的として、子どもを預けたい方（ファミリー会員）と子どもを預かりたい方（サポート会員）がお互いに会員となる組織で、会員間で「子どもを預かる」という有償の相互援助活動を行う。

福祉サービス第三者評価：社会福祉法第78条では、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価することとしている。個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、利用者の適切なサービスの選択に資するための情報として公表する。

ふれあいのまちづくり事業（ふれまち）：西東京市社会福祉協議会が進めている、小学校通学区域を中心に住民懇談会等の地域に即した活動を行うもの。

ほっとするまちネットワークシステム（ほっとネット）：西東京市独自の取り組みで、西東京市民の誰もが住んでいてほっとできる地域になるよう、市民や地域の活動団体、ほっとネット推進員など様々な人やサービス、機関を地域福祉コーディネーターがつなぎ、地域の課題を解決していくためのネットワークのことをいう。

ほっとネット推進員：地域の課題を発見し、地域福祉コーディネーターへつなぎ、解決のために協力してくださる市民の方のことで、登録研修を受けた方ならどなたでもなることができる。これらの地域の中での活動以外に、情報紙づくりや地域での居場所づくりなどにも取り組んでいる。

ボランティア・市民活動センター：西東京市における様々な問題・課題を解決していくための活動を

実践している人及びこうした活動に関心をもっている人を応援するための施設。

ま行

民生委員・児童委員：「民生委員法」、「児童福祉法」によって設置された地域住民を支援するボランティア。地域の相談相手として、暮らしの支援、高齢者・障害者の支援を行う。行政機関と協働し、問題が起こったときは速やかに連絡を取り合うなど、地域のパイプ役として活動している。

や行

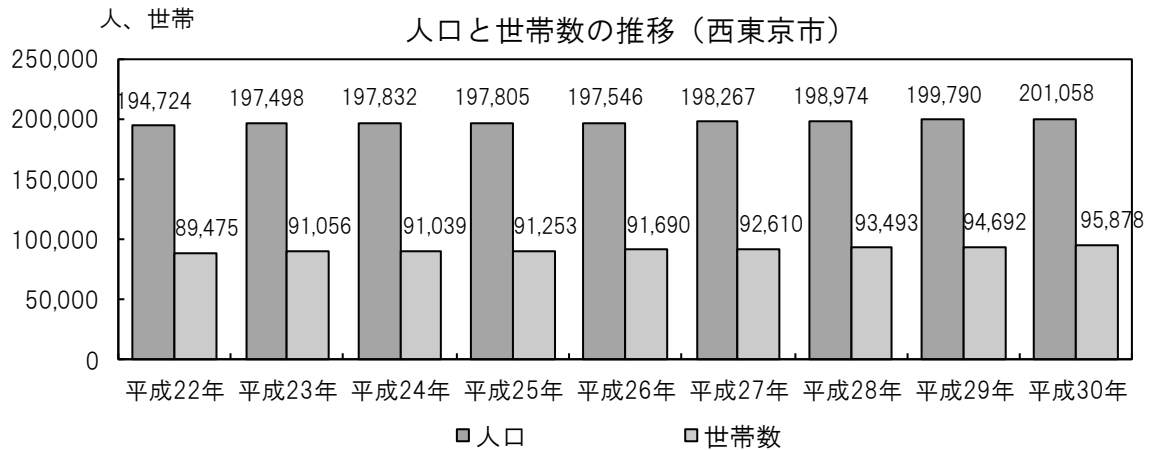
ユニバーサルデザイン：ユニバーサルは「全てにわたり一般的な」という意味をもつ。ユニバーサルデザインは、全ての年齢や能力の人々に対し、可能な限り最大限に使いやすい製品や環境のデザインを指し、「みんなのためのデザイン」ともいわれている。

4 統計データ

(1) 人口・世帯数の推移

人口の推移をみると、平成 24 年から平成 26 年にかけて一度減少したものの、年々増加しており、平成 30 年 1 月 1 日現在では、201,058 人となっています。

世帯数は平成 23 年から平成 24 年にかけて減少したものの、以降は年々増加しています。



資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日現在）

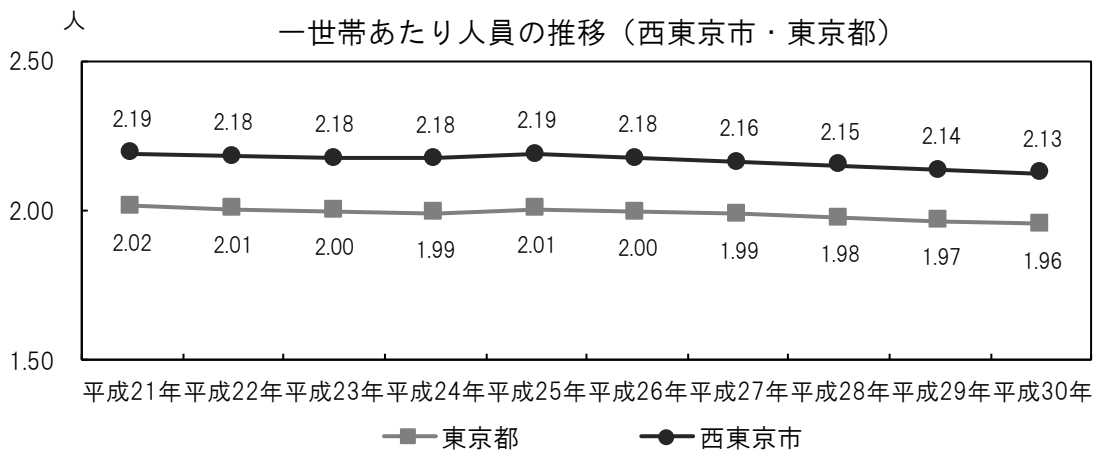
統計にしようきょう（平成 25 年版）（各年1月1日現在）

※人口は、平成 23 年以前は、日本人人口と外国人登録人口の合計

※世帯数についても、外国人人口分を含む（平成 23 年以前は、外国人登録人口による世帯数を合算）

(2) 一世帯あたり人員の推移

一世帯あたり人員の推移は、平成 25 年以降年々減少傾向にありますが、東京都を上回って推移しています。

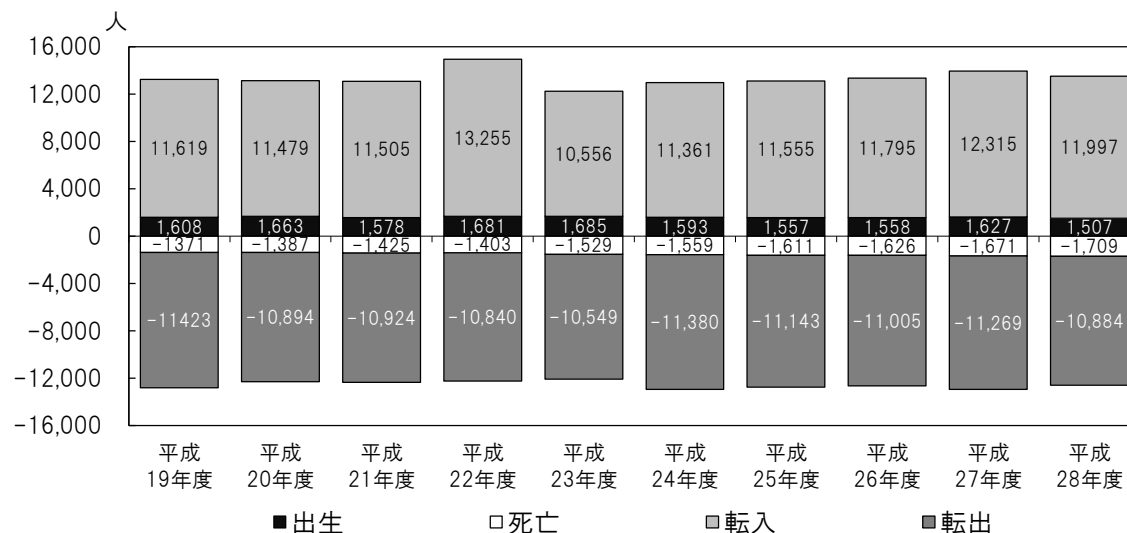


資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日現在）

※基にした人口、世帯数は日本人住民のもの

(3) 社会増減・自然増減

人口動態をみると、転入が転出を上回る社会増が1,000人を超える年度もあり、増減を繰り返しています。一方、自然動態については死亡が出生を上回っており近年減少傾向となっています。

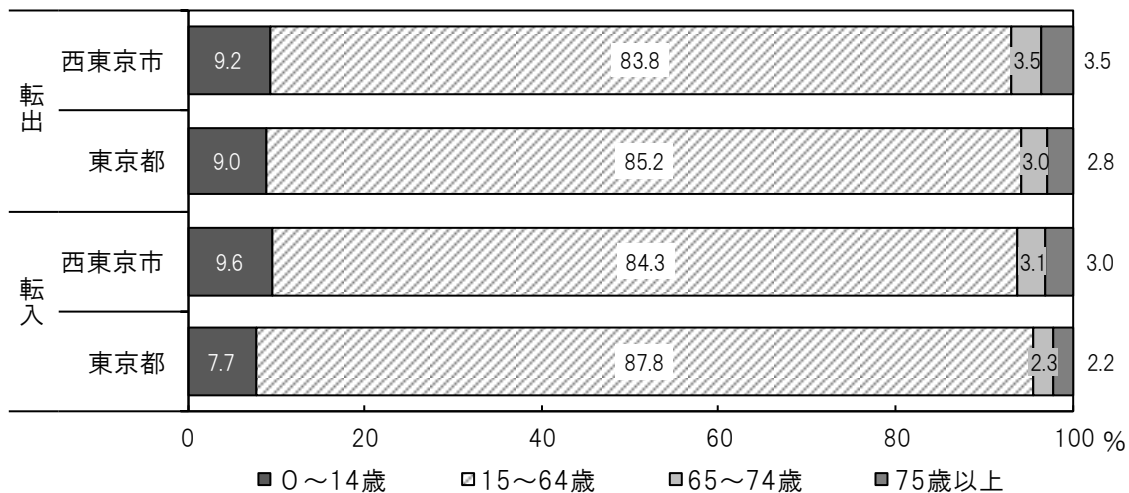


資料：統計にしよう(平成24年版、平成25年版、平成29年版)

(4) 年齢4区分ごとの社会動態

社会動態の年齢4区分割合を東京都と比較すると、西東京市は特に0～14歳の転入割合が東京都よりも多くなっています。

社会動態の年齢4区分別割合（西東京市・東京都）

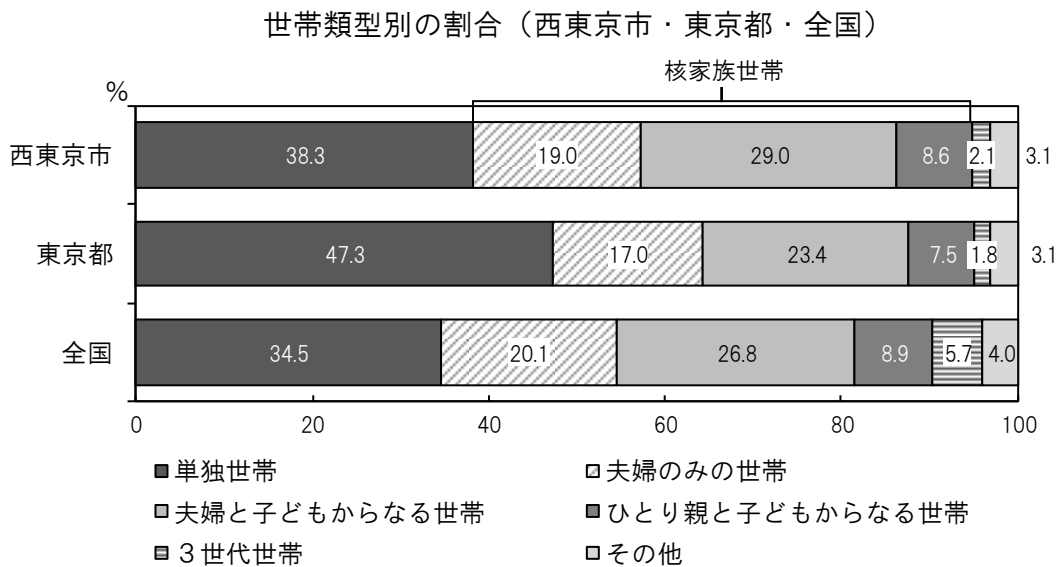
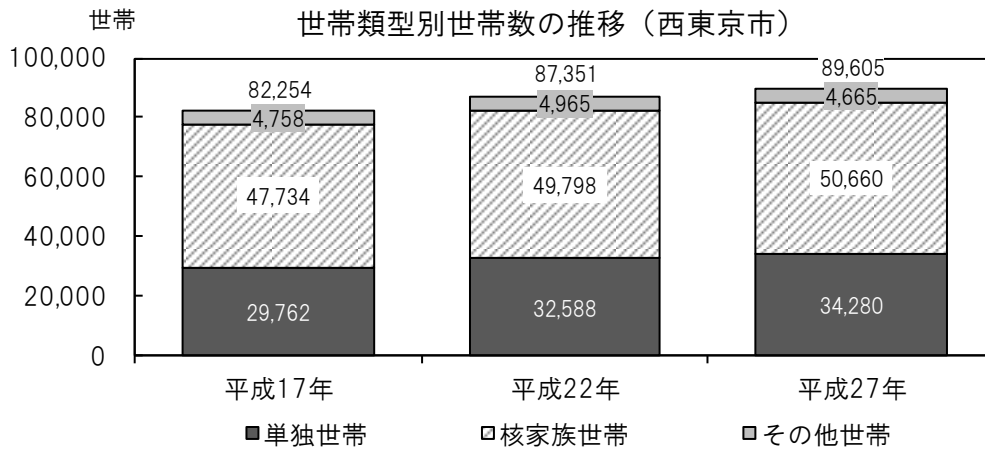


資料：東京都住民基本台帳人口移動報告 平成28年

(5) 世帯類型別の状況

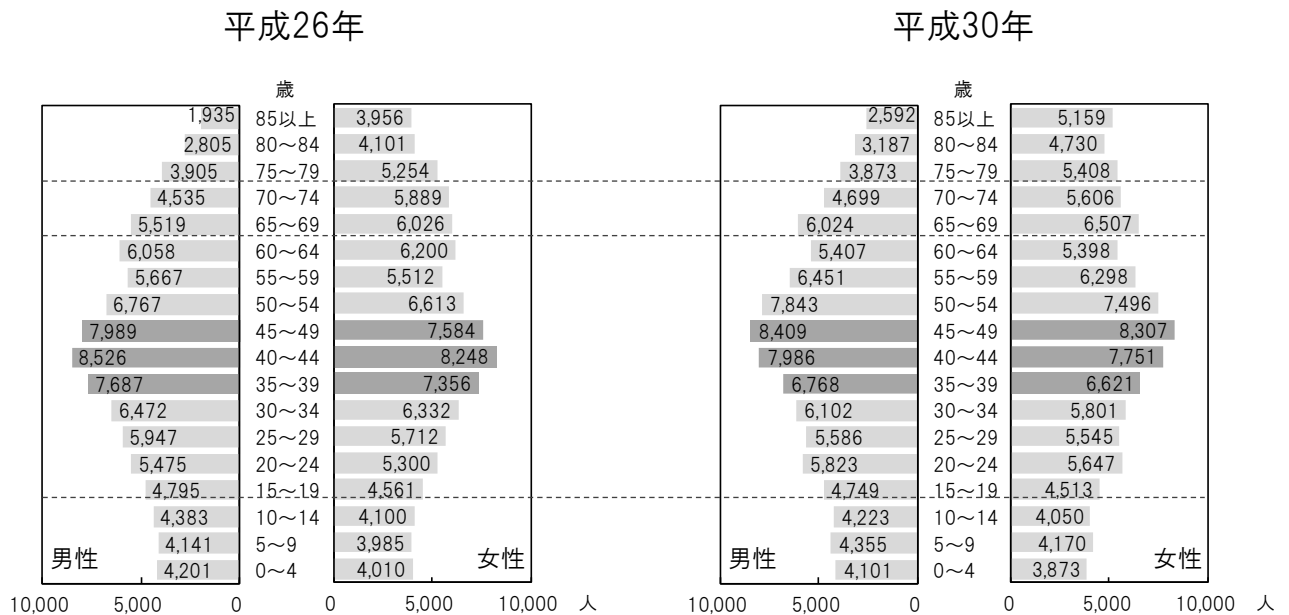
世帯類型別世帯数の推移をみると、単独世帯、核家族世帯ともに増加しています。

世帯類型別の割合を全国・東京都と比較すると、単独世帯の割合が東京都より少なく、夫婦と子どもからなる世帯の割合が多くなっています。



(6) 人口ピラミッド

人口ピラミッドは、平成26年と平成30年を比較して大きな変化はなく、35～49歳の年代が特に多くなっています。

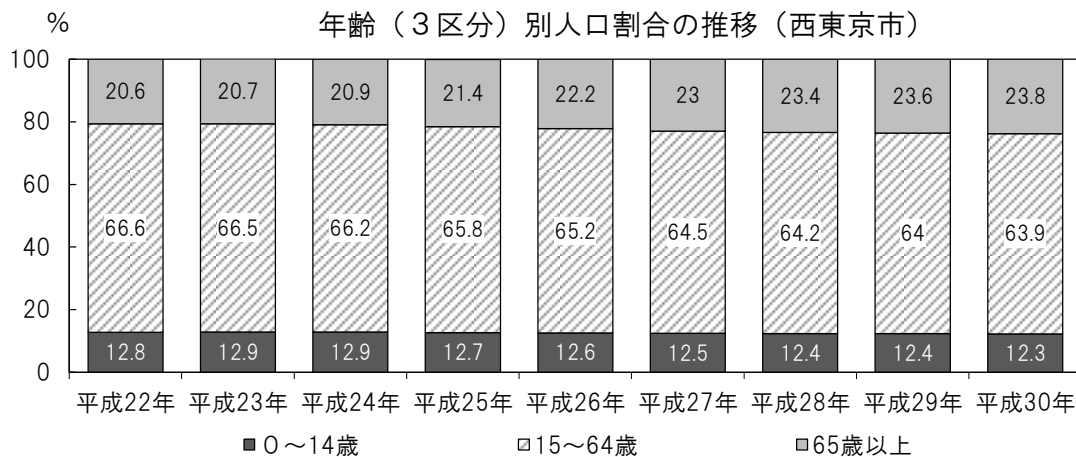


資料：住民基本台帳による東京都の世帯と人口（各年1月1日現在）

※外国人人口分を含む

(7) 年齢(3区分)別人口割合の推移

年齢（3区分）別人口割合の推移をみると、0～14歳及び15～64歳が減少傾向に、65歳以上が増加傾向にあり、少子高齢化の進行がうかがえます。

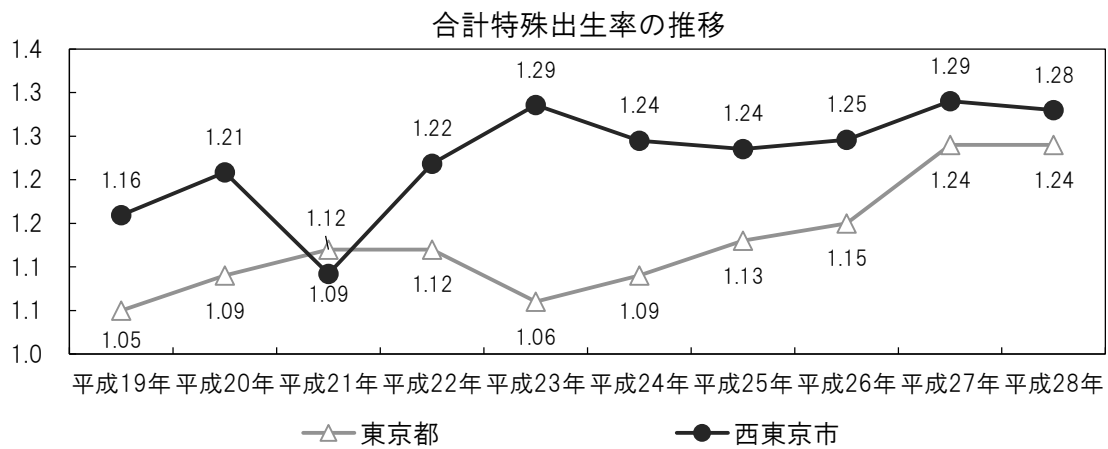


資料：統計にしよう(平成25年版、平成29年版)(各年1月1日現在)

※平成24年度までは外国人が含まれない値

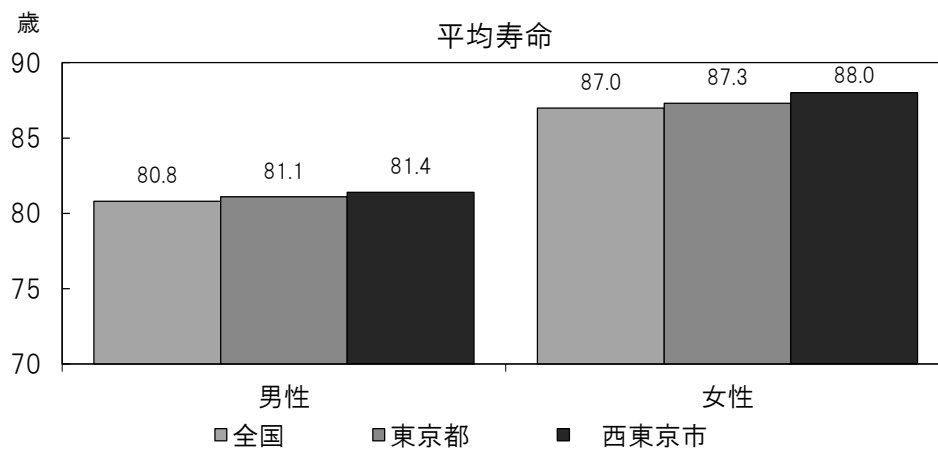
(8) 合計特殊出生率

合計特殊出生率の推移をみると、平成 21 年を除き、東京都の水準を上回って推移しています。また、過去 10 年間で概ね増加傾向にあります。



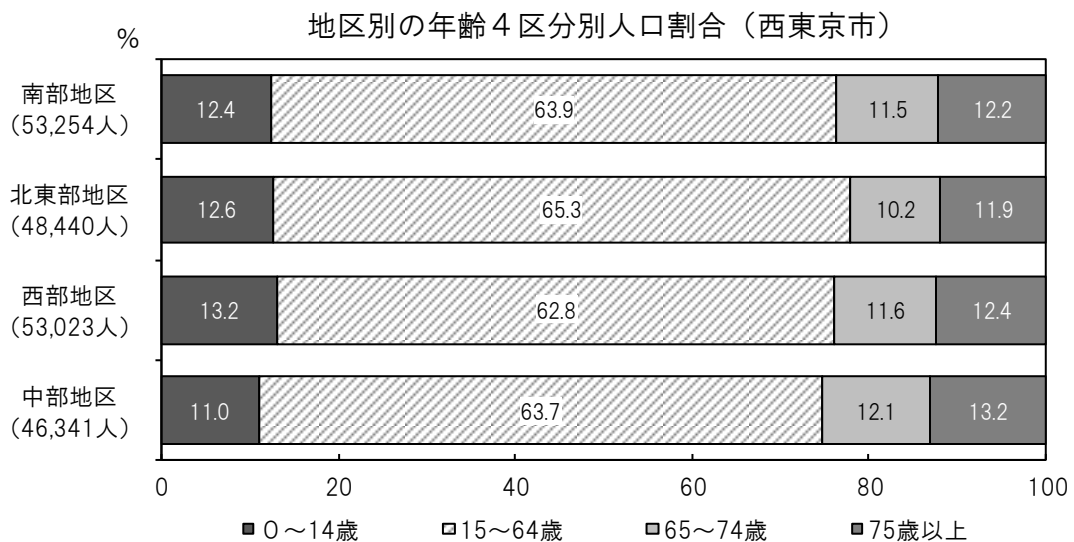
(9) 平均寿命

西東京市の平均寿命は、男性が 81.4 歳、女性が 88.0 歳となっており、全国・東京都の水準を上回っています。



(10) 地区別の年齢4区分別人口割合

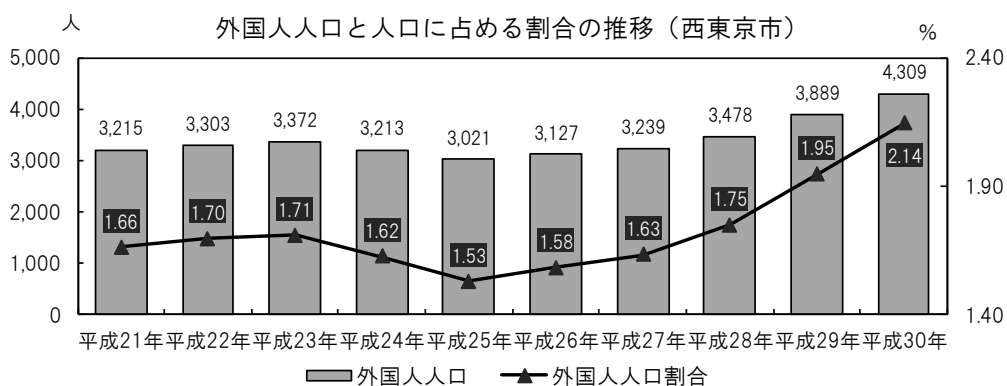
地区別の年齢4区分別人口割合をみると、0～14歳は西部地区が13.2%、15～64歳は北東部地区が65.3%、65～74歳及び75歳以上は中部地区が12.1%、13.2%でそれぞれ他の地区に比べてやや多くなっています。



資料：統計にしようきょう(平成29年版)(平成30年1月1日現在)

(11) 外国人の推移

外国人市民の推移をみると、平成25年以降年々増加傾向にあり、平成30年で4,309人、人口割合は2.14%となっています。



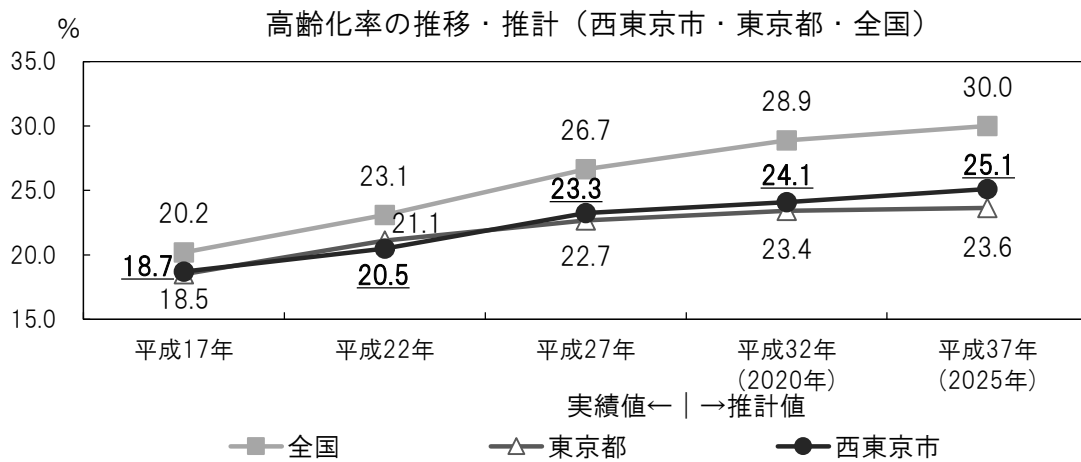
出典：住民基本台帳による東京都の世帯と人口(各年1月1日現在)

東京都の外国人人口(各年1月1日現在)

※割合算出時に基にした人口は、日本人住民と外国人住民の合計(平成23年以前は、外国人登録人口を合算)

(12) 高齢化の状況

高齢化率の推移をみると、平成27年時点では23.3%となっており、今後も増加し、平成37（2025）年には25%を超えることが予測されています。



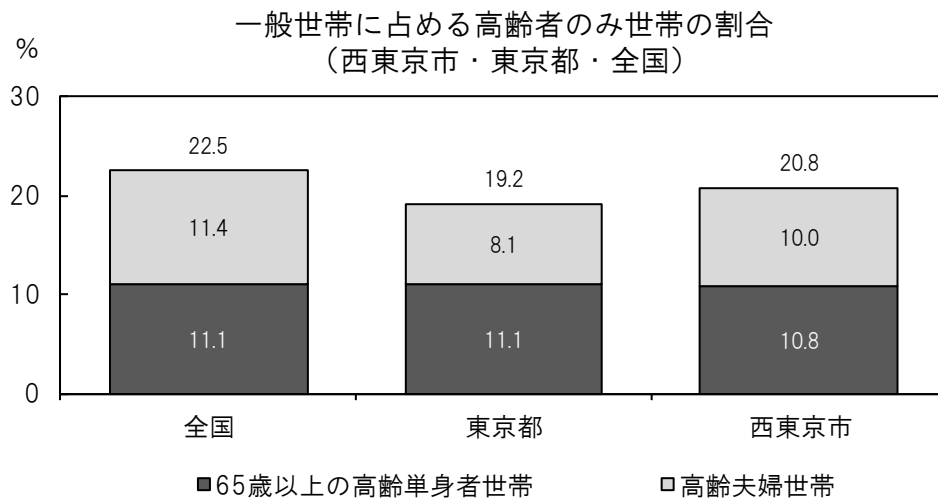
資料：全国…日本の将来推計人口（平成29年推計）

東京都…日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）

西東京市…高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第4期、第5期、第6期、第7期）

(13) 高齢者のみ世帯の状況

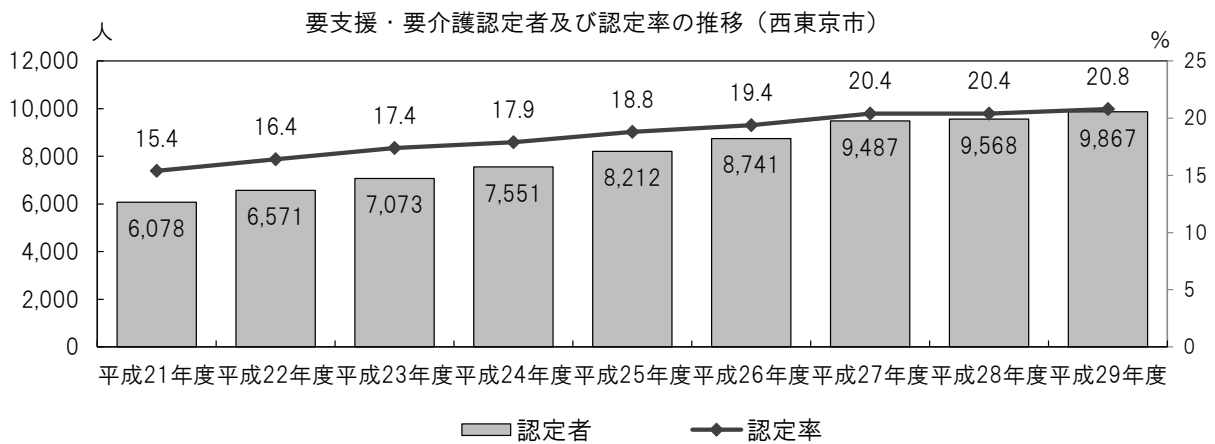
一般世帯に占める高齢者のみ世帯の割合をみると、20.8%となっており、特に高齢夫婦世帯で東京都よりも多くなっています。



資料：国勢調査（平成27年）

(14) 介護保険の認定状況

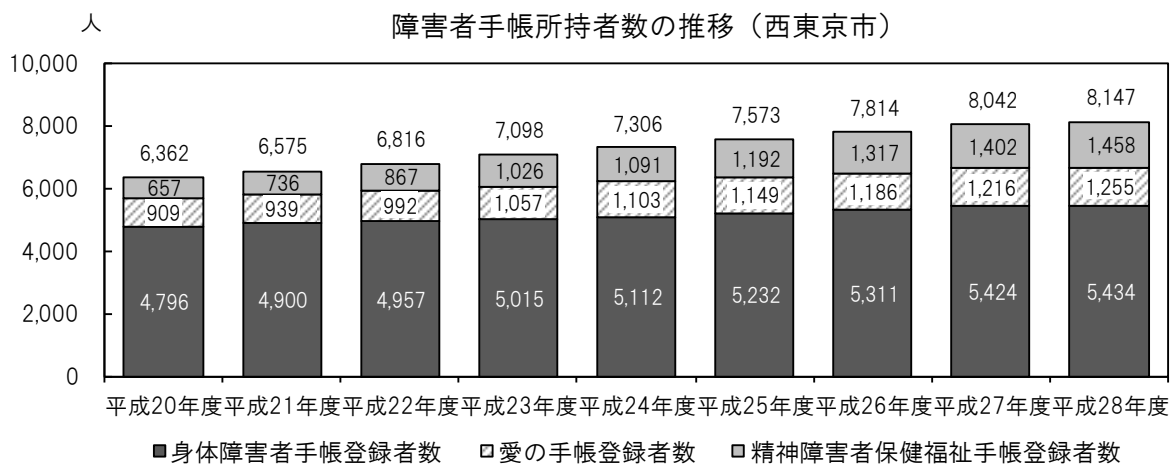
要支援・要介護認定者及び認定率の推移をみると、年々増加傾向にあり、平成 21 年度から平成 29 年度までで 5.4 ポイントの増加となっています。



資料：高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第5期、第6期、第7期)

(15) 障害者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、いずれの手帳所持者も増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳登録者数は平成 20 年度から平成 28 年度までで約 2.2 倍の増加となっています。



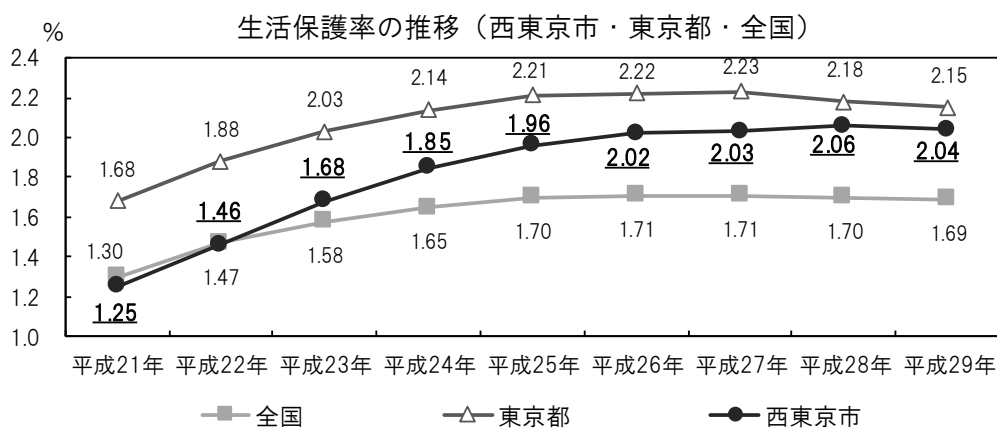
資料：統計にしよう(平成 25 年版、平成 29 年版)

資料：西東京市障害者基本計画(平成 26 年度から平成 35 年度まで)

※各年度3月 31 日実績

(16) 生活保護の状況

生活保護率の推移をみると、平成 28 年までは年々増加していましたが、平成 29 年ではほぼ横ばいとなっています。



資料：統計にしよう(平成 24 年版、平成 25 年版、平成 29 年版)

5 各種調査結果概要

(1) アンケート調査結果

問1 あなたの性別をお教えてください。(〇は1つ)

	1,270件
男性	43.4
女性	52.8
無回答	3.9

問2 あなたの年齢をお教えてください。(〇は1つ)

	1,270件
18～29歳	7.4
30～39歳	10.2
40～49歳	16.5
50～59歳	16.5
60～69歳	16.1
70～74歳	9.8
75～79歳	8.6
80歳以上	11.2
無回答	3.8

問3 あなたの世帯構成をお教えてください。(〇は1つ)

	1,270件
ひとり暮らし	13.5
夫婦ふたり暮らし	27.1
親と同居(二世帯)	12.2
子どもと同居(二世帯)	35.3
子どもと親又は孫の三世帯同居	4.6
その他の世帯	2.8
無回答	4.4

問4 あなたご自身は、西東京市に住むようになってから何年になりますか。(〇は1つ)

	1,270件
2年以内	5.9
3～5年	8.1
6～10年	10.2
11～20年	21.5
21～30年	14.6
31年以上	35.2
無回答	4.5

問5 あなたは、現在どの地区にお住まいですか。(〇は1つ)

	1,270件
田無町	6.3
南町	5.7
西原町	3.5
緑町	1.8
谷戸町	6.4
北原町	2.2
向台町	7.8
芝久保町	9.9
新町	4.6
柳沢	6.0
東伏見	2.4
保谷町	5.7
富士町	4.9
中町	3.8
東町	3.7
泉町	4.6
住吉町	3.2
ひばりが丘	4.6
ひばりが丘北	1.9
栄町	1.9
北町	2.1
下保谷	3.1
無回答	3.9

問6 あなたのお住まいの形態は、次のどれですか。(〇は1つ)

	1,270件
持家(一戸建て)	50.7
借家(一戸建て)	2.2
持家(集合住宅)	20.6
借家(集合住宅)	20.6
寮	0.2
その他	1.9
無回答	3.9

問 7 あなたの職業は、次のどれですか。(○は1つ)

	1,270 件
農林漁業	0.1
自営業・家族従業	5.4
自由業	2.0
会社員	24.0
公務員	4.1
パート・アルバイト	14.3
派遣等	1.7
専業主婦(夫)	14.8
学 生	2.3
無 職	23.7
その他	3.4
無回答	4.3

問 8 あなたは、これからも西東京市に住み続けたいと思いますか。(○は1つ)

	1,270 件
住み続けたい	52.9
当分は住み続けたい	24.5
できれば転居したい	4.6
転居したい	1.3
わからない	11.4
無回答	5.3

問 9 あなたは、ふだん近所の方との程度のつきあいをしていますか。(○は1つ)

	1,270 件
ほとんど顔も知らない	7.9
顔は知っているが、声をかけたことがない	3.1
顔を合わせれば、あいさつする	72.0
2～3日留守にするときは、声をかける	5.9
常備品が切れた時に、貸し借りをすることがある	1.3
家族ぐるみで親交をもち、時々家を行き来する	4.1
その他	0.5
無回答	5.2

問 10 あなたは、地域での人とのつきあいやかかわりが必要だと考えますか。(○は1つ)

	1,270 件
必要だと思う	35.1
まあまあ必要だと思う	46.7
ほとんど必要ないと思う	8.1
必要でない	1.2
無回答	8.9

問 10-1 あなたは、どのようなときに地域とのかかわりの必要性を感じますか。(○は3つまで)

	1,039 件
近所の人に気軽に相談したいと思ったとき	23.5

高齢者の孤独死や虐待、火災からの逃げ遅れなどを聞いたとき	44.2
子どもの虐待やいじめ、誘拐などを聞いたとき	24.3
言葉や文化の違いで、地域に溶け込めない外国籍の人を見かけたとき	3.8
災害が発生したニュースや災害時に地域の人々が助け合うニュースを聞いたとき	62.8
近所で空き巣の被害を聞いたとき	21.5
近所に手助けが必要な人を見かけたとき	29.0
防犯活動やふれあいのまちづくり住民懇談会など、地域ぐるみで取り組んでいる活動があることを聞いたとき	16.6
地域の行事に参加したとき	10.2
その他	2.7
無回答	1.3

問 11 あなたの近所には、次のような見守り等支援が必要な人や、気にかかる人(何らかの課題を抱えている人)がいますか。(○はあてはまるもの全て)

	1,270 件
高齢者のみの世帯	25.4
寝たきりの人	1.8
認知症の人	6.8
病気療養中の人	7.1
閉じこもりや引きこもりの人	4.7
生活困窮者	2.3
その他	2.2
いない	21.4
わからない	39.8
無回答	10.0

問 12 現在、あなたの住んでいる地域の中で課題に感じることは何ですか。(○はあてはまるもの全て)

	1,270 件
あいさつをしない人が多い	14.2
近所との交流が少ない	30.0
世代間の交流が少ない	17.2
地域の活動が活発でない	17.2
地域の中で気軽に集まれる場が少ない	14.2
移動手段が整っていない	7.2
買い物へ行くのに不便を感じている	9.3
緊急時にどうしたらよいかわからない	22.0
治安が悪くなっている	5.5
地域から孤立している人がいる	3.7
サービスに結びついていない人がいる	2.6
その他	4.6
特になし	25.4
無回答	6.9

問 13 あなたは、日常生活で困ったときに、手助けを頼める人がいますか。(○は1つ)

	1,270 件
手助けを頼める人がいる	48.3
手助けを頼みたいがいない	8.8
困っていることはあるが、手助けは不要	3.6
特に困っていることはない	32.7
無回答	6.5

問 14 あなたが、もし高齢・障害や病気、事故などで日常生活が不自由になったとき、地域の人たちに何をしてほしいですか。(○は3つまで)

	1,270 件
趣味などの話し相手	8.5
安否確認の見守り、声かけ	31.7
ゴミ出し	12.4
ペットの世話	3.4
庭の手入れ	5.4
ちょっとした買い物	13.5
短時間の子どもの預かり	3.6
通院・外出などの手伝い	12.3
お弁当の配食	8.3
食事の支度や片付け	8.0
掃除・洗濯	12.5
家具類や生活機器などの簡単な取付、修繕、交換	7.2
急病時の対応	36.9
災害時の手助け	39.7
子育てや介護など悩み事の相談	3.4
地域の情報提供	7.6
その他	2.3
特になし	11.1
無回答	6.0

問 15 地域の高齢者や障害者、子育て家庭などが安心して暮らすために、あなたご自身ができることは何ですか。(○は3つまで)

	1,270 件
趣味などの話し相手	19.8
安否確認の見守り、声かけ	40.5
ゴミ出し	16.0
ペットの世話	3.9
庭の手入れ	4.4
ちょっとした買い物	22.8
短時間の子どもの預かり	6.6
通院・外出などの手伝い	8.1
お弁当の配食	2.8
食事の支度や片付け	2.1
掃除・洗濯	6.1
家具類や生活機器などの簡単な取付、修繕、交換	6.0
急病時の対応	18.5
災害時の手助け	30.5
子育てや介護など悩み事の相談	5.0
地域の情報提供	5.7
その他	2.7
特になし	13.6
無回答	6.8

問 16 あなたは、現在自治(町)会に加入していますか。(○は1つ)

	1,270 件
加入している	28.3
加入していない	64.5
無回答	7.2

問 16-1 加入していない理由は何ですか。(○は1つ)

	819 件
自治(町)会がない	35.4
自治(町)会があるのかどうか知らない	28.3
加入の必要性を感じない	5.4
会費を払いたくない	0.0
暇がない	5.5
人づきあいがわずらわしい	2.0
自治(町)会は不要である	1.6
加入に誘われない	5.1
その他	3.9
特に理由はない	11.1
無回答	1.7

問 17 あなたは、福祉に関するボランティア活動に関心がありますか。(○は1つ)

	1,270 件
非常に関心がある	4.0
ある程度関心がある	48.8
あまり関心がない	33.8
全く関心がない	7.4
無回答	6.0

問 18 あなたは、福祉に関するボランティア活動に参加したことがありますか。(○は1つ)

	1,270 件
ある	16.0
ない	76.7
無回答	7.3

問 18-1 あなたが、ボランティア活動に参加したことがないのは、どのような理由ですか。(○はあてはまるもの全て)

	974 件
活動したい気持ちはあるが、仕事や家事が忙しく時間がない	37.0
活動したい気持ちはあるが、きっかけがつかめない	19.0
身近に活動グループや仲間がいないのでよくわからない	30.5
健康に自信がないので難しい	22.4
家族や職場の理解が得られないので難しい	1.4
興味を持てる活動がない	10.4
その他	6.5
ボランティア活動はしたくない(問 19 の回答は不要です)	6.8
無回答	2.5

問 19 あなたは、今後、福祉に関するボランティア活動に参加したいとお考えですか。(○は1つ)

	1,270 件
積極的に参加したい	2.0
できるだけ参加したい	37.7
あまり参加したくない	35.7
参加したくない	9.7
無回答	14.8

問 20 (1) 日ごろから地域の防災訓練に参加していますか。

	1,270 件
はい	12.2
いいえ	75.4
わからない	6.9
無回答	5.4

問 20 (2) 地域の防災市民組織(自治(町)会などを母体に、地域の住民が防災活動をする組織)に入っていますか。

	1,270 件
--	---------

はい	9.4
いいえ	72.5
わからない	12.4
無回答	5.7

問 20 (3) 災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要ですか。

	1,270 件
はい	19.4
いいえ	62.9
わからない	12.6
無回答	5.1

問 20 (4) 災害などの緊急時に、高齢者世帯や障害のある人などの要援護者の避難等の手助けができますか。

	1,270 件
はい	35.7
いいえ	22.0
わからない	36.7
無回答	5.6

問 21 (1) 成年後見制度

	1,270 件
名前も内容も知っている	21.7
名前を知っており、内容も少しは知っている	28.6
名前は知っているが、内容は知らない	20.9
名前も内容も知らない	23.5
無回答	5.3

問 21 (2) 生活困窮者自立支援制度

	1,270 件
名前も内容も知っている	10.0
名前を知っており、内容も少しは知っている	22.0
名前は知っているが、内容は知らない	37.2
名前も内容も知らない	25.3
無回答	5.4

問 21 (3) 地域包括支援センター

	1,270 件
名前も内容も知っている	19.8
名前を知っており、内容も少しは知っている	18.7
名前は知っているが、内容は知らない	29.4
名前も内容も知らない	27.3
無回答	4.7

問 21 (4) 西東京市社会福祉協議会

	1,270 件
名前も内容も知っている	14.3
名前を知っており、内容も少しは知っている	20.2
名前は知っているが、内容は知らない	35.9
名前も内容も知らない	25.1
無回答	4.6

問 21 (5) 民生委員・児童委員

	1,270 件
名前も内容も知っている	20.9
名前を知っており、内容も少しは知っている	36.5
名前は知っているが、内容は知らない	23.5
名前も内容も知らない	13.9
無回答	5.1

問 21 (6) ほっとするまちネットワークシステム

	1,270 件
名前も内容も知っている	2.7
名前を知っており、内容も少しは知っている	3.3
名前は知っているが、内容は知らない	15.4
名前も内容も知らない	73.3
無回答	5.4

問 21 (7) ふれあいのまちづくり住民懇談会

	1,270 件
名前も内容も知っている	2.6
名前を知っており、内容も少しは知っている	3.1
名前は知っているが、内容は知らない	16.5
名前も内容も知らない	72.8
無回答	5.0

問 21 (8) ささえあいネットワーク

	1,270 件
名前も内容も知っている	3.3
名前を知っており、内容も少しは知っている	3.8
名前は知っているが、内容は知らない	17.0
名前も内容も知らない	71.2
無回答	4.7

問 22 (1) ほっとネット推進員

	1,270 件
知っており、相談したことがある	0.7
知っているが、関わったことはない	11.7
知らなかった	82.3
無回答	5.4

問 22 (2) ささえあい訪問協力員

	1,270 件
知っており、相談したことがある	1.4
知っているが、関わったことはない	13.9
知らなかった	79.3
無回答	5.4

問 22 (3) 地域福祉コーディネーター

	1,270 件
知っており、相談したことがある	1.6
知っているが、関わったことはない	19.1
知らなかった	73.9
無回答	5.4

問 22 (4) 生活支援コーディネーター

	1,270 件
知っており、相談したことがある	1.5
知っているが、関わったことはない	21.6
知らなかった	71.5
無回答	5.4

問 22 (5) 生活サポート相談窓口

	1,270 件
知っており、相談したことがある	1.4
知っているが、関わったことはない	28.6
知らなかった	64.5
無回答	5.5

問 23 あなたは、福祉に関する情報などをどのように得ていますか。(○はあてはまるもの全て)

	1,270 件
市の広報紙	74.5
市のホームページ	13.9
市の窓口	4.2
市の掲示物	10.3
市が行う出前講座	1.2
民生委員・児童委員	2.4
社会福祉協議会	3.9
自治(町)会の回覧板などのお知らせ	8.0
新聞・テレビ・ラジオ	26.1
インターネット	15.9
家族・親戚	11.7
友人・知人	13.1
その他	3.2
無回答	5.5

問 24 あなたが、地域で暮らす中で困ったときは、誰(機関)に相談したいと思いますか。(〇はあてはまるもの全て)

	1,270 件
家族・親戚	70.7
友人・知人	45.2
近所の人	20.9
自治(町)会	5.1
民生委員・児童委員	5.9
社会福祉協議会	5.3
民間団体(福祉施設等)	1.9
地域包括支援センター	17.5
子ども家庭支援センター	2.5
ボランティア団体やNPO	1.4
市役所	46.8
企業	1.1
ふれまちサポーター	0.2
ほっとネット推進員	0.5
地域福祉コーディネーター	2.5
生活支援コーディネーター	2.4
ささえあい訪問協力員	1.0
誰もいない	2.7
相談したくない	1.1
その他	2.9
無回答	4.5

問 26 5年前と比べて、西東京市の住みやすさはどう変化しましたか。(〇は1つ)

	1,270 件
住みやすくなった	12.1
変わらない	58.6
住みにくくなった	9.8
5年前は他自治体に住んでいた	12.1
無回答	7.4

問 27 あなたがお住まいのところは、高齢者や障害者、子どもにとって住みやすいまちだと思いますか。(〇は1つ)

	1,270 件
住みやすい	16.1
ふつう	64.4
住みにくい	12.4
無回答	7.0

問 27-1 あなたが住みにくいと思う理由は何ですか。(〇は3つまで)

	158 件
地域住民の理解や協力が少ない	10.8
交通機関が不便・利用しにくい	37.3
買い物などが不便	35.4
生活の悩みを相談できる窓口が少ない	7.6
日常生活を支えるサービスが少ない	6.3
利用しやすい公共施設が少ない	24.1
道路の段差が多い・歩道が整備されていない	43.7
身近に働く場所が少ない	10.1
利用しやすい医療機関が少ない	13.9
機能訓練を行うためのリハビリ施設が少ない	10.8
防犯・防災対策が十分ではない	13.9
親子で遊べる場所が少ない	20.9
その他	15.8
無回答	0.6

問 28 地域で安心して暮らせるために、日ごろの生活の中で生じる困りごとなどを解決する取り組みが必要だと思いますか。(〇は1つ)

	1,270 件
必要だと思う	41.6
どちらかといえば必要だと思う	42.2
あまり必要ではない	9.4
必要ではない	1.3
無回答	5.5

問 29 市には、地域の中でお互いに支え合い、課題を解決していくための「ほっとするまちネットワークシステム(通称、ほっとネット)」という仕組みがあります。このような仕組みについてどう思いますか。(〇は1つ)

	1,270 件
重要だと思う	26.4
どちらかといえば重要だと思う	49.7
あまり重要ではない	9.9
重要ではない	2.1
無回答	11.9

問 30 地域の皆さんからの、生活上の困りごとの相談を受け付ける窓口として、「地域福祉コーディネーター」を設置しています。今後、日常生活の中で何か困りごとがあったときに、相談してみたいと思いますか。(○は1つ)

	1,270 件
相談したことがある	1.7
機会があれば相談してみたいと思う	42.9
関心はあるが相談できるかはわからない	37.4
相談したいとは思わない	9.6
無回答	8.4

問 31 ほっとネットの中で、地域の問題や課題を発見し解決のために協力して下さる市民の方(ほっとネット推進員)を募集しています。今後、参加してみたいと思いますか。(○は1つ)

	1,270 件
現在参加している	0.4
機会があれば参加してみたいと思う	10.8
関心はあるが参加できるかはわからない	52.4
参加したいとは思わない	26.7
無回答	9.7

問 32 あなたは、安心して暮らせるまちのために、住民参加の取り組みとしてどのような活動が重要だと思いますか。(○はあてはまるもの全て)

	1,270 件
地域での声かけ、見守り活動	50.9
高齢者のためのサロン	31.3
障害児・者のためのサロン	17.7
子育てのためのサロン	22.4
子どもたちの居場所(学習支援・子ども食堂など)	32.4
子どもたちの福祉の心を育てる活動	17.3
高齢者・親・子どもなどの世代間交流	21.3
障害児・者やその家族と地域住民の理解を深める交流活動	16.8
防犯活動	45.7
災害時に助け合うための関係づくり	48.5
住民が参加しやすい場所、拠点づくり	25.2
日常のちょっとした困りごとのお手伝い	20.2
言葉や文化の違いの理解を深める交流活動	9.0
中学生・高校生が自ら企画した地域活動	10.0
自分たちの活動を、わかりやすく情報発信するための活動	8.4
その他	1.8
住民参加の活動は必要ない	2.8
無回答	10.1

問 33 上記(問 32)のような住民参加の取り組みを進めるにあたって、何が必要だと思いますか。(○はあてはまるもの全て)

	1,270 件
活動を支える協力者	50.6
リーダーの養成	26.1
活動者・協力者間の交流・相談の場	29.5
活動する場	28.7
サービス・相談機関等に関する情報の提供	28.3
活動の資金	31.7
地域の課題に対する情報提供	26.5
活動に参加するための講座・行事の開催	19.4
その他	1.4
特になし	5.7
無回答	10.9

問 34 今後、地域の中で起こる困りごとや心配なことに対して、どのような方法で解決するのが良いと思いますか。(○は1つ)

	1,270 件
できるだけ地域の住民どうしで協力して解決したい	11.1
行政や専門機関に解決してもらいたい	19.0
住民と行政や専門機関が協力して一緒に解決したい	58.9
その他	1.8
無回答	9.2

問 35 地域福祉推進のために市が優先的に取り組むべきだと考える施策はどれですか。(〇は3つまで)

	1,270 件
学校における福祉教育の充実	16.3
身近で福祉活動を行う人材の発掘	10.7
福祉活動を行う場所の発掘	4.3
NPO等の活動支援	6.5
地域における連携体制づくり	15.0
出会いの場、話し合いの場づくり	12.0
地域における支え合い活動の促進	8.8
相談支援体制の充実	13.1
わかりやすい情報の提供	37.7
サービス利用者の権利擁護の確保	2.7
福祉サービスに結びつける仕組みづくり	7.8
多様な課題に対応する仕組みづくり	10.6
福祉サービスの質の向上の確保	12.4
福祉専門職等の人材の確保・育成	15.6
多様な福祉サービス提供事業者の育成	5.2
防災対策の充実	24.6
防犯対策の充実	21.8
人にやさしいまちづくりの推進	15.8
安全に移動できる手段の確保	9.2
高齢者や障害のある人の就労支援	10.8
生活困窮者への支援	7.9
その他	2.4
無回答	5.0

(2) 地区懇談会結果

各圏域で挙げられた地域の困りごとは、次のとおりとなります。

西部圏域

A班

- ・みんなの意識
- ・地域力が弱い・近所つき合いが少ない
- ・コミュニティの活性化が重要
- ・SOSを発信する力と受けとめる力
- ・居場所が必要
- ・交通弱者への支援
- ・道がわかりづらい

B班

- ・空き家
- ・相談先がわからない
- ・移動手段
- ・子どもたちの成長をさまたげている
- ・環境の変化
- ・自転車の乗り方
- ・つながりがない・担い手がない
- ・高齢化

C班

- ・ハード面での整備
- ・交通マナーモラルの問題
- ・高齢化による問題点
- ・活動の継続が大事
- ・場所がない
- ・イベント、集まりの充実が必要・交流が必要
- ・情報がいき届かない
- ・移動手段がない

圏域としての困りごと

- ①みんなの意識醸成が必要
- ②交流が重要
- ③相談先がわからない
- ④情報が行き届かない

北東部地区

A班

- ・災害時の孤立が心配
- ・地域のつながりが希薄化している
- ・自治会のあり方に課題がある
- ・困りごとがわからない
- ・地域の活動が十分に知られていない
- ・ボランティアの不足
- ・参加者の固定化
- ・交通の便が悪く買い物や通院が不便

B班

- ・バリアフリー化
- ・隣近所のつながりがない
- ・地域の居場所が少ない
- ・ハード面の不足
- ・情報の不足
- ・交通手段の不足
- ・買い物難民

C班

- ・近所つき合いが無い
- ・交通の便が悪い・買い物が不便
- ・子育て施策の不足
- ・行政のPR不足
- ・自治会は必要？
- ・居場所の提供
- ・個人情報の弊害
- ・市は計画性を！

圏域としての困りごと

- ①つながりが減り、特に災害時の孤立が心配
- ②地域の居場所が少ない・わからない
- ③交通の便が悪く、買い物や通院が大変

中部圏域

A班

- ・行きやすい交流の場づくり
- ・参加したくなる内容づくり
- ・支援が必要な人の対応
- ・地域の情報を知る機会が少ない
- ・福祉意識
- ・担い手

B班

- ・自治会が減っている
- ・地域の人との関わりが希薄
- ・孤立している人がいる
- ・関わり方がわからない
- ・SOSの発信ができない

C班

- ・自治会、町内会の維持が難しい
- ・地域のつながりが希薄
- ・居場所づくりの進め方
- ・地域の困りごと、人が見えてこない
- ・地域の人材づくり
- ・人のあつめかた
- ・災害時の対応

圏域としての困りごと

- ①交流の場の減少と参加者の固定化
- ②地域のつながりと自治会の低迷
- ③活動の担い手不足(人材の発掘)

南部圏域

A班

- ・買い物難民
- ・情報の共有化不足
- ・近所づきあい
- ・環境整備
- ・災害
- ・ケアラーズカフェ
- ・家族支援
- ・制度の狭間

B班

- ・生活難民
- ・情報が届かない
- ・災害時における知識の共有
- ・ご近所づきあい、自治会
- ・地域子ども達とのかかわり方
- ・「ひとりぐらし」の方への支援・「認知症」への理解
- ・地域活動へのサポート
- ・行政に考えてほしい事

C班

- ・公共交通整備不足・近所の店不足
- ・情報弱者・専門機関の情報発信不足・拠点の認知不足
- ・自治会がない・地域活動の困難さ
- ・高齢者
- ・近所のつながり不足
- ・コミュニケーション
- ・若い人
- ・防災・防犯

圏域としての困りごと

- ①近所付き合いが薄れている
- ②情報発信の不足
- ③災害時の知識共有
- ④交通の不便さ・生活難民

(3) 団体・事業者調査結果

(1) アンケート結果抜粋概要

地域の中で課題に感じることや、事業を通してよく聞く困りごと(あてはまるものすべてに○)

	事業者 (15件)	団体 (14件)
あいさつをしない人が多い	6.7	14.3
近所との交流が少ない	46.7	28.6
世代間の交流が少ない	26.7	42.9
地域の活動が活発でない	20.0	14.3
地域の中で気軽に集まれる場が少ない	20.0	14.3
移動手段が整っていない	20.0	28.6
買い物へ行くのに不便を感じている	33.3	7.1
緊急時にどうしたらよいかわからない	20.0	14.3
治安が悪くなっている	6.7	0.0
地域から孤立している人がいる	40.0	7.1
サービスに結びついていない人がいる	53.3	21.4
その他	20.0	21.4
特になし	20.0	14.3
無回答	0.0	21.4

地域の中で、見守り等支援が必要な人や、気にかかっている人がいるか(あてはまるものすべてに○)

	団体(14件)
高齢者のみの世帯	42.9
寝たきりの人	7.1
認知症の人	21.4
病気療養中の人	14.3
閉じこもりや引きこもりの人	35.7
生活困窮者	21.4
その他	21.4
いない	0.0
わからない	7.1
無回答	21.4

活動を行う上で困っていること(あてはまるものすべてに○)

	団体(14件)
活動のマンネリ化	28.6
新しいメンバーが入らない	35.7
リーダー(後継者)が育たない	50.0
市民に情報発信する場や機会が乏しい	21.4
人々のニーズに合った活動ができていない	7.1
支援を必要とする人の情報が得にくい	14.3
困りごとの把握が難しい	14.3
他の団体と交流する機会が乏しい	14.3
活動の場所(拠点)の確保が難しい	21.4
活動資金が足りない	50.0
その他	28.6
特に困ったことはない	7.1
無回答	7.1

団体の活動の内容や情報の発信方法(あてはまるものすべてに○)

	団体(14件)
市の広報紙	0.0
社会福祉協議会の広報紙	14.3
チラシやパンフレットの配布	64.3
ホームページや SNS	42.9
メンバーなどによる口コミ	50.0
地域の掲示板	14.3
その他	35.7
無回答	7.1

新規メンバーの募集を行っているか。(あてはまるもの1つに○)

	団体(14件)
新規メンバーの募集は常に行っている	78.6
新規メンバーの募集は決められた時期のみ行っている	0.0
新規メンバーの募集は行っていない	7.1
無回答	14.3

活動をしていく上で市に望むこと(あてはまるものすべてに○)

	団体(14件)
団体や活動についてのPR	35.7
活動上必要な情報の提供	42.9
活動場所の提供	35.7
会員募集の支援	35.7
リーダーの養成支援	7.1
活動資金支援	50.0
他団体とのネットワーク化	14.3
団体運営上の助言	0.0
設備・備品の充実	21.4
成果の発表の場の提供	7.1
その他	7.1
特になし	0.0
無回答	21.4

地域住民の方と一緒に実施していること(あてはまるものすべてに○)

	事業者(15件)
ボランティアの受け入れ	73.3
施設の利用者等と住民との交流会	20.0
施設の一部開放や物品等の貸し出し	26.7
防災等における相互協力(防災訓練、災害時一時受け入れ、要支援者支援など)	13.3
行事などへの協力・支援(スタッフの派遣や運営資金の援助など)	20.0
サロン活動やリハビリ教室など	20.0
研修会・学習会などへの講師派遣	33.3
生活支援(ごみ捨て・買い物支援など)への協力	0.0
その他	13.3
特に行っていない	13.3
無回答	0.0

地域の団体や機関、地域住民の方との交流や地域活動を行ううえでの課題(あてはまるものすべてに○)

	事業者(15件)
活動のマンネリ化	13.3
住民のニーズに合った活動ができていない	20.0
支援を必要とする人の情報が得にくい	60.0
住民に情報発信する場や機会が乏しい	33.3
職員の高齢化	26.7
職員の性別に偏りがある	20.0
職員が不足している	33.3
様々な人が興味を持ち、参加しやすい活動ができていない	33.3
地域コミュニティの希薄化	6.7
それぞれ仕事があり活動できにくい	46.7
リーダー(後継者)が育たない	13.3
他の団体と交流する機会が乏しい	26.7
活動の場所(拠点)の確保が難しい	13.3
活動資金が足りない	26.7
活動に必要な情報や専門知識が不足している(適当な相談者がいない)	20.0
その他	6.7
特に困っていることはない	0.0
無回答	0.0

地域活動を進めるにあたって、市に期待する役割(あてはまるものすべてに○)

	事業者(15件)
地域における施設と住民をつなぐコーディネーターの配置	73.3
施設、住民を含めたネットワークづくり	40.0
施設と地域の連携協働に関わる意見交換の場づくり	40.0
地域活動に係る事例集や具体的なメニューの情報提供	13.3
活動資金確保に向けた支援の充実	46.7
活動に関する相談窓口の充実	20.0
地域活動(交流)拠点の提供	13.3
活動に対するニーズの把握	20.0
地域活動の担い手の育成	20.0
その他	6.7
特になし	0.0
無回答	0.0

サービス提供にあたって質の向上のために取り組んでいること(あてはまるものすべてに○)

	事業者(15件)
サービス提供にかかる職員研修の実施	86.7
相談窓口の設置などの環境整備	60.0
サービス提供マニュアルの作成	46.7
サービス利用者への満足度調査等の実施	53.3
利用者への情報提供の充実	60.0
個人情報保護・管理の徹底	86.7
事業評価の積極的な開示	40.0
施設・設備等の充実	60.0
利用者家族とのつながりの強化	46.7
その他	13.3
特に何もしていない	0.0
無回答	0.0

職員に対する人材育成(あてはまるものすべてに○)

	事業者(15件)
接遇やマナー、身だしなみ	73.3
意識の向上	93.3
スキル向上の支援	66.7
資格取得のための支援	53.3
虐待防止などの人権教育	53.3
安全対策の研修等	80.0
公衆衛生・感染症対策の研修等	80.0
その他	0.0
特に行っていない	0.0
無回答	0.0

(2)ヒアリング結果概要

①地域の課題や困りごと

【交流】

- ・他世代間の交流が少ない。あいさつが少ない。
- ・つながりを持っている人は多くの居場所や活動に参加している一方、つながりが全くない人はないという両極端な傾向を感じる。

【多問題・制度の狭間】

- ・若い頃からお子さんが引きこもっていたご家庭で、親が認知症になるなど、多問題のケースが出てきている。

- ・中学生頃に勉強が追いついていけなくなったり、就職に失敗するなど引きこもりになり、8050問題のようなケースもみる。
- ・高齢者になる手前の世代で制度からは外れているが、閉じこもりなど心配な人もいる。
- ・サービスを拒否あるいはつながりにくい人もいる。

【移動】

- ・地域によっては公共交通機関がないところもある。
- ・身近な小型商店がなくなり、買い物に困っている人がいる。民間の配食サービス等はパソコンが使えない高齢者等では難しい。

【情報・相談】

- ・介護の問題などは突然訪れるため、これまで情報収集をしておらず、いざという時に困る人が多いのでは。
- ・公共施設以外の細やかな子育て支援情報が少なく、家にこもってしまう母子もいるようだ。
- ・市のサービスや制度について情報が行き渡っていないと感じる時がある。
- ・全世代の人が、些細なことでも相談できる場が必要。

②地域との関わり

【事業者】

障害福祉サービス事業所

- ・年に一度福祉まつりを行い、小学校や地域の団体にも参加をしてもらっている。
- ・地域との関わりを増やすために、飲食店の少ない地域で、カフェを立ち上げた。人と接するのが好きな障害を持つ利用者も、店員として働いており、地域交流が少しずつ始まっている。

介護保険サービス、障害福祉サービス、その他有償福祉サービス提供事業所

- ・月に2回、道路の清掃・美化を行うほか、必要に応じて除雪作業などを行っている。

- ・自治会の子どもまつりへの寄付。

障害福祉サービス事業所

- ・市民祭りや地域のお祭りへ参加。
- ・地域で暮らす障害者の特性を地域の方に理解してもらおう際、地域の人と適宜連携している。
- ・地域に向けて介護技術研修など、専門知識を伝える研修を実施したことがある。

介護保険サービス事業所、保育所

- ・家族介護者の経験者によるサロンの立ち上げを支援し、場所を貸している。現在介護中の人と話ができる居場所となっている。
- ・サービスの運営会議に、地域の団体から代表として入っていただき、イベントと一緒に実施したことで、サービスについての理解を得られた。
- ・保育園では園庭開放や様々な子育て支援のプログラムを実施している。

介護保険サービス事業所

- ・サービス内容の関係で地域に開かれた取り組みは難しいが、定期的に活動してくれるボランティアはいる。

生活困窮者支援

- ・立地の関係で地域との交流がしづらいが、民生委員へ支援内容の説明を行うなど適宜連携をしている。

訪問診療医療機関

- ・支援の内容上、現状では地域連携は難しいが、自治会や民生委員等と連携が取れるようなシステムが今後出来るとよい。

移動支援事業所

- ・月に一度、遠出が難しい方のために、地域の拠点から買い物に出かける「お出かけカフェ」を実施している。自治会等と連携し、取り組みの周知なども行っている。

【団体】

子ども食堂

- ・主に小学生に対し、地域の拠点において子ども食堂を実施している。小学校区単位に1つあるのが理想で、現在は市内で9か所子ども食堂が立ち上がっている。

中学生の居場所づくり

- ・中学校において、地域住民が開催する「放課後カフェ」という居場所づくりを行っている。放課後の時間帯に学校内の一部で、飲み物の提供を行い自由に過ごせる時間となっている。
- ・全中学校での開催を目標にしており、学校ごとにメンバーは異なるが、主にPTAのOBやおやじの会、民生委員・児童委員、ほっとネット推進員などがスタッフとなっている。

他世代拠点

- ・自宅開放により、高齢者向けの「いきいきミニデイ」、赤ちゃんと保護者向けの「赤ちゃんサロン」、誰でも参加可能な「縁側サロン」の、3種類のサロン活動を行っている。
- ・ミニデイでは有機野菜などを使った手作りの食事を提供している。

高齢者グループ

- ・友愛活動で、一人暮らしの高齢者宅の鍵を預かるなど、いざという時の支え合いを行っている。
- ・自治会協力として、お祭りや花壇整備への参加、防災訓練等を行っている。

障害者グループ

- ・市民祭りや障害者週間のイベントへ参加している。

障害者グループ

- ・ほっとネット推進員とは、他の会合等で一緒に意見交換を行うなどしている。

第4期西東京市地域福祉計画

発行・編集：西東京市健康福祉部生活福祉課

発行年月日：平成31年3月

〒202-8555 東京都西東京市中町1丁目5番1号（保谷庁舎）

電話：042-438-4024（直通）

FAX：042-423-4321